

祖母・傾・大崩 ユネスコエコパーク 推進提言書



2019年2月26日

佐伯市議会 議員政策研究会

目次

序章 提言にあたって	
第1節 提言の目的	P 2
第2節 調査・研究の方法	P 3～5
第1章 調査・研究	
第1節 政策研究会の活動経過	P 6～8
第2節 宇目地域の自然と環境、歴史、人口、産業、文化	P 9～17
第3節 宇目地域の調査	P 18～23
第4節 ユネスコエコパーク先進地視察調査	P 24～37
第5節 日本ユネスコ国内委員会（文部科学省）研修	P 38～42
第6節 ユネスコエコパーク関連行事等への参加	P 43～46
第7節 佐伯地域ユネスコエコパーク推進協議会との意見交換	P 47～48
第2章 提言	
第1節 ユネスコエコパーク全般についての提言	P 49～52
第2節 個別的テーマに基づく提言	P 53～78
終章 おわりに	P 79～80
資料集	P 81～85
参考文献及び資料	P 86

序章 提言に当たって

第1節 提言の目的

2017年（平成29年）6月14日、ユネスコ人間と生物圏（MAB）計画※1 国際調整理事会（パリ）において「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」の登録が決定した。

ユネスコエコパークは、正式には生物圏保存地域（BR：Biosphere Reserves ※2）といい、MAB計画の枠組みに基づいて、生態系の保全と持続可能な利



活用の調和を目的として1976年からユネスコが始めた事業で、国内では8番目の登録となったものである。（「みなかみユネスコエコパーク」と同時登録のため登録件数は9か所）

現在、佐伯市では、国の地方創生政策を受け、佐伯市版地方創生総合戦略を定め、人口減少を最小限に抑えることを目指し、周辺地域の産業振興を中心に各種施策を推進している。こういう流れの中でのユネスコエコパークの登録は、まさに時宜を得たものであり、施策の展開いかんによっては、市の将来を左右するほどの重要な位置を占めるものと考えられる。

2017年（平成29年）5月26日に発足した政策研究会は、調査研究テーマを協議する中で、同年6月22日開催の本研究会において、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」を調査研究テーマとすることを決定した。研究の方向性として、佐伯市全体の「地方創生」を展望しつつ、ユネスコエコパークの登録エリアである宇目地域（一部本匠）の自然・産業・文化及び人材等の利活用を図ることで、住民の所得向上につながる振興策を中心に調査研究を行い、執行部への提言を目指すこととした。

約1年8か月の調査研究を経て、2019年（平成31年）2月26日の本研究会において提言書がまとまったのでここに公表する。

※1 人間と生物圏（MAB）計画とは、1976年（昭和51年）に開始されたユネスコの政府間共同事業で、生物多様性の保護を目的に、自然及び天然資源の持続的な利用と保護に関する科学的研究を行う。

※2 2010年（平成22年）1月、日本ユネスコ国内委員会において、より親しみを持ってもらうために、日本国内では生物圏保存地域（BR）の名称ではなく、「ユネスコエコパーク」と呼ぶことに正式決定した。

第2節 調査・研究の方法

1. 調査・研究に当たっての基本点

- (1) ユネスコエコパークの特徴である核心地域、緩衝地域、移行地域の基本は守る
- ユネスコエコパークの特徴の一つは、登録地域を、核心地域（自然環境を守る地域）、緩衝地域（学術的研究支援地域）、移行地域（地域の経済と社会の発展地域）という3つの地域を設定し、それぞれの機能を果たしながら、全体の発展を促すというものである。本研究会でもこの特徴は守ることを基本とした。

なお、核心地域については、ユネスコエコパーク登録時に、ユネスコから「核心地域の面積が総面積に対して小さい」と指摘されていたことを受け、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会では、核心地域及び緩衝地域の面積を拡大するための調査に入っているところであり、今後地域の変更の可能性はある。



- (2) 宇目地域の人口増、所得増を目指すことを基本とする
- 佐伯市におけるユネスコエコパーク登録の特徴は、旧宇目町全域が登録エリアであることである。これまで、本研究会における調査研究テーマは、佐伯市全体の問題を取り上げてきた。しかし、今回ユネスコエコパークの特殊性に鑑み、調査研究対象地域を宇目地域に絞り、この地域の人口増、所得増を目指すにはどうすればよいかを基本とした。まさに宇目地域の「地方創生総合戦略」の一翼を担うものである。
- (3) 宇目地域の将来を展望した壮大な夢・ロマンを描くことを基本とする
- 本研究会の調査研究は、既存の施策、既存の概念に捕らわれないことから出発している。既存の枠に捕らわれては、新しい発想も生まれず、積極的な提言ができないからである。今回の提言については、宇目地域の将来を展望した壮大な夢・ロマンを描く中で、将来展望と当面の施策を検討することにした。

2. 提言に向けた個別的なテーマ（主題）

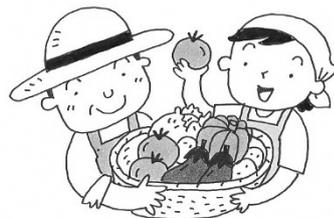
調査研究を始めるに当たり、全体的に押さえるべき基本点は前項に述べたとおりだが、最終的な提言に向けて、個別的な観点も必要になってくる。

そこで、本研究会では、宇目地域の特徴と将来展望を考え、以下の6点を個別的なテーマとして設定した。ただし、調査研究の中で追加、変更することもあり得ることを確認した。

① 農林水産業を中心とした産業振興を図る。

② 食を含めた観光資源の発掘を図る。

③ 教育資源、人的資源を創造する。



④ 自然環境の持続的な保全・活用と整備を図る。

⑤ 施設整備、交通体系の整備を図る。

⑥ 宣伝、広報活動の強化を図る。



3. 提言に向けた調査・研究の方法

(1) 宇目地域の現状を知る

今回、宇目地域のユネスコエコパークを調査研究の対象にするに当たっての大きな課題は、本研究会の会員の多くが、宇目地域のことを十分知識として持っていなかったことである。それ故、出発点は「宇目地域がどのような地域なのか」を知ることから始めざるを得なかった。

そこで、①本市農林水産部や宇目振興局等から説明、②宇目地域の現地調査、③文献などにより調査研究することにした。

(2) 先進地（国内登録7か所）視察調査等

現在、ユネスコエコパークの登録件数は、122か国686件（2018年（平成30年）7月現在）となっており、日本の登録件数は9件となっている。国内では、1980年（昭和55年）に「志賀高原」、「白山」、「大台ヶ原・大峯山・大杉谷」、「屋久島・口永良部島」が登録され、次いで2012年（平成24年）に「綾」、2014年（平成26年）に「只見」、「南アルプス」が登録され、2017年（平成29年）の「祖母・傾・大崩」、「みなかみ」へと続いている。

そこで、ユネスコエコパークの登録地で先進的な取組を行っている地域を選定し、視察調査を検討することにした。

(3) ユネスコエコパーク関連の行事等への参加

ユネスコエコパークへの登録以降、市当局をはじめ、宇目地域において様々な関連行事が開催されてきた。本研究会は、これらの行事に調査の一環として、積極的に参加し、その中でユネスコエコパークの基礎知識を習得するとともに、宇目地域の実情、地元のユネスコエコパークへの期待等を把握することにした。



第1章 調査・研究

第1節 政策研究会の活動経過

1. 2017年（平成29年）

月日	会議名	議題	主催者、場所等
6月22日	政策研究会	調査・研究テーマの決定	
7月6日	政策研究会	概要の把握	地域振興課及び観光課から説明
7月18日	政策研究会	調査目的の確認 宇目地域の現地調査の決定	
8月2日	政策研究会	宇目地域現地調査	宇目全域
8月11日	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録記念講演会	「ユネスコエコパークってなあに？」	主催：佐伯地域ユネスコエコパーク推進協議会 会場：和楽
8月30日	政策研究会	宇目地域現地調査のまとめ 行政視察先の決定	
9月21日	政策研究会	宇目地域現地調査のまとめ 行政視察内容協議	
10月 4日から 6日まで	行政視察		南アルプス市、山ノ内町
10月21日	第1回祖母・傾・大崩山系ユネスコエコパーク講座	「高千穂町土呂久の歴史から紐解く山岳信仰、民俗、鉱山と公害」	主催：あまべ文化研究所 会場：八幡地区公民館
11月6日	政策研究会	行政視察のまとめ	
11月16日	政策研究会	ユネスコエコパーク事業推進に係る現状及び今後の動向について 佐伯地域ユネスコエコパーク推進協議会との意見交換会の実施について	地域振興課、観光課及び宇目振興局から説明
11月18日	第2回祖母・傾・大崩山系ユネスコエコパーク講座	「山の自然と暮らしの今昔」	主催：あまべ文化研究所 会場：八幡地区公民館

月日	会議名	議題	主催者、場所等
11月27日	政策研究会	宇目地域の農林業の現状について	農林課から説明
	佐伯地域ユネスコエコパーク推進協議会との意見交換		宇目振興局
12月17日	第3回祖母・傾・大崩山系ユネスコエコパーク講座	「綾町に学ぶ自然と人の共生の営み」	主催：あまべ文化研究所 会場：八幡地区公民館

2. 2018年（平成30年）

月日	会議名	議題	主催者、場所等
1月13日	第4回祖母・傾・大崩山系ユネスコエコパーク講座	「宇目神楽が物語る神々と自然と人」	主催：あまべ文化研究所 会場：遊志庵
3月1日	政策研究会	提言書案討議	
3月26日	政策研究会	政策提言の分野ごとの担当を決定	
4月27日	政策研究会	提言書案討議 行政視察先の決定	
5月 22日から 23日まで	行政視察		綾町
6月4日	政策研究会	行政視察のまとめ 宇目地域の現地調査の決定	
6月13日	政策研究会	宇目地域の現地調査における視察内容・行程等の確認	
7月5日	政策研究会	宇目地域現地調査	宇目全域
7月23日	政策研究会	行政視察先の決定	
8月 16日から 17日まで	行政視察	ユネスコエコパーク研修	文部科学省
10月18日	政策研究会	提言書案討議 来年度予算要求	
11月20日	政策研究会	提言書案討議	

月日	会議名	議題	主催者、場所等
12月13日	政策研究会	提言書案討議	
12月25日	政策研究会	提言書案討議	

3. 2019年（平成31年）

月日	会議名	議題	主催者、場所等
1月17日	政策研究会	提言書案討議	
1月21日	政策研究会	提言書案討議	
1月25日	政策研究会	提言書案討議	
1月30日	政策研究会	提言書案討議	
1月31日	政策研究会	提言書案討議	
2月18日	政策研究会	提言書案討議	
2月26日	政策研究会	提言書案討議	



文部科学省での研修



宇目振興局で研修中

第2節 宇目地域の自然と環境、歴史、人口、産業、文化

1. 自然と環境

(1) 地形

宇目地域は、九州山地の東端に位置し、北川沿いに下る以外は必ず峠を越える典型的な山国である。西から南東方向、宮崎県との県境沿いに、傾山※(1,605メートル)、新百姓山(1,273メートル)、夏木山(1,386メートル)、木山内岳(1,401メートル)、桑原山(1,408メートル)と高山が壁のように連なり、宇目中心部に向けて低くなっており、その盆地部分が住民の暮らす地域となっている。



※傾山(かたむきやま)について

九州の屋根とも呼ばれる祖母傾山系にあり、大分県佐伯市、豊後大野市、宮崎県日之影町に境を接する。名前の由来は、山頂は3つの岩峰(本傾、後傾、前傾)に分かれ、西面の岩が切り立ち、山が傾いているように見えることからと言われている。

(2) 水系

河川については、大分県ではほとんどの河川が北または東方向に流れるが、宇目地域の北川水系は南方向に流れ、しかも県を越え、宮崎県に流れるという特徴を持っている。

北川の浸食により、V字谷を形成し、流域は狭く、流路は短い。このため流速が速く暴れ川となりやすい。このため、治水と利水(水力発電)を兼ねた北川ダムが1963年(昭和38年)に設置されるに至った。

(3) 地質

宇目地域は全体的には、四万十帯(西南日本の地帯区分の一つ)と呼ばれる砂岩、泥岩及びその互層からなる地質で、地球内部のプレート運動により、フィリピン海プレートから運ばれてきた付加体がユーラシアプレートに乗っかり、隆起してできたものと考えられている。

北側の酒利岳周辺は秩父帯と呼ばれる層からなり、石灰岩が多く、砂岩、泥岩、チ

ャートなど様々な構造から成り立っている。

藤河内溪谷から夏木山、傾山にかけては広く花崗岩が分布しているが、約 1500 万年前の中新生時代に傾カルデラが大噴火をおこし、その後冷えて固まったマグマが上昇し、地上に出たものと考えられている。

(4) 気候

佐伯市は全体として、南海型に属しており、冬は温暖で天気が良く、夏は暑くて雨量が多い（年間降水量 1,800 ミリ以上）ことが特徴である。その中であって宇目地域は山間部の盆地であることから、寒暖差が大きく最低気温が沿岸部より低く、最高気温が沿岸部より高いという特徴がある。

この寒暖差が大きいことや傾山など高山を控えていることなどから、宇目地域は北海道南部から沖縄までの気候区分が垂直分布しているといわれている。

宇目地域における年及び月ごとの平年値
(1981 年から 2010 年まで)

	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)
1 月	50.9	3.6	10.2	-2.2
2 月	66.7	4.7	11.4	-1.3
3 月	134.8	7.9	14.5	1.7
4 月	156.5	13.0	20.0	6.3
5 月	190.4	17.3	24.0	11.4
6 月	318.4	21.0	26.4	16.6
7 月	315.0	24.9	30.5	20.9
8 月	359.2	25.2	30.9	21.3
9 月	352.6	21.8	27.5	17.7
10 月	159.2	15.9	22.6	10.7
11 月	81.5	10.5	17.5	4.9
12 月	44.1	5.4	12.6	-0.5
年	2240.8	14.3	20.7	9.0

気象庁ホームページより編集

(5) 動物

宇目地域は、森林地帯や溪流、沼地などが全体的に広がっていることに加え、前述したように、気候区分が幅広いこともあり、豊かな動物相を構成している。

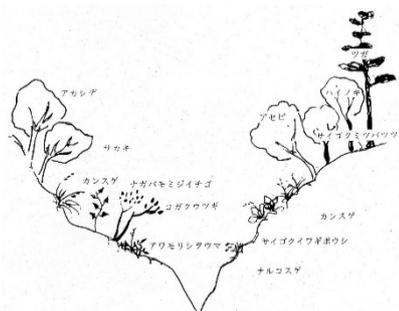
哺乳類では、ニホンカモシカ（国の天然記念物）、ニホンザル、ニホンジカ、いのしし、アナグマ、たぬき、テン、ムササビ、野うさぎなどが生息している。鳥類ではメジロ、ヤマガラ、コゲラ、キセキレイ、クマタカなどの留鳥、ブッポウソウ、オオルリ、サンコウチョウ、サンショウクイ、アオバズクなどの夏鳥、ジョウビタキ、シロハラ、オシドリ、コガモ、オオタカなどの冬鳥が観察される。魚類・両生類ではソボサンショウウオ（国内希少野生動植物種）、ニホンイモリ、ヤマメ、カワムツなどが生息し、その他爬虫類、昆虫、水生動物などが生息している。

(6) 植物

動物同様に、豊かな自然と多様な気候区分は、いきおい多種多様な植物群を見出すことになる。人工林では、スギ、ヒノキに加え、椎茸栽培の関係からクヌギやコナラが植林されている。自然林では、標高1,000メートルを超える山腹にはブナ、ミズナラの林が、標高1,000メートル前後の岩場にはツガ、ヒメコマツが、斜面には500メートルくらいまでモミの林が見られる。標高700メートル辺りの溪谷にはシオジ、サワグルミの林が、尾根筋にはアカマツやアカガシが見られ、谷斜面にはウラジロガシが、山麓から500メートル辺りにはコジイが見られる。

山頂付近には5月頃、低木のツクシシヤクナゲ、アケボノツツジ、ベニドウダンの花が、高木ではヒメシャラやナツツバキの花が咲き乱れる。谷筋には、ミヤマコナスビ、コミヤマスマレ、ヤマジオウなど、岩場にはジンジソウ、ケイビラン、ヒュウガギボウシが花をつけている。石灰岩地にはオオクサボタン、クモノスダダ、シロバナハンショウヅルが見られる。藤河内溪谷では、常緑低木のハイノキ、落葉高木のハウノキ、ヒメシャラ、ケイビランなどが見られるとのこと。

原生林であったシオジ、ハリモミ、ヤシヤビシヤク、コウヤボウキなどは失われたと思われる。



藤河内溪谷の植生

2. 歴史

「宇目」の地名は、その昔、景行天皇が熊襲征伐の際この地に立ち寄られ、満開の梅を見て、「この地を梅の里と称せん」と言われたことが「宇目」の由来とされている。江戸時代には竹田・岡藩に属し、宇目代官を置き4千石を支配していた。1889年(明治22年)市制町村制が施行され、重岡村(重岡村、塩見園村、大平村、河内村、千束村)と小野市村(小野市村、南田原村、木浦内村、木浦鉦山^{*})が誕生、旧村はそのまま大字となった。1890年(明治23年)には郡制が公布され、大野郡に属することになった。

戦後になり、1950年(昭和25年)大野郡から南海部郡に区域変更が行われたが、1892年(明治15年)以来郡区の変更を申請してきた重岡村、小野市村の両村民にとって、悲願が半世紀を超えて実現したことになる。さらに1955年(昭和30年)に両村が合併し、宇目村が誕生、その後1961年(昭和36年)に町制施行で宇目町となり、2005年(平成17年)3月3日、9市町村が合併し、現在の佐伯市が誕生した。

歴史を遡ると、古代、奈良時代に始まった律令制度の時代には、各地に官道、駅家が整備され、大分市丹生から三重郷三重駅を通り、小野市、日向国長井と続く官道が敷かれ、交通の要衝として栄えた。

交通の要衝であったが故に、1578年（天正6年）の大友宗麟の日向出兵時には、兵站基地となった。その後、耳川（高城川）の戦い（同年）で大友軍が島津軍に大敗したため、今度は島津軍の豊後侵攻の侵入路となった。

また、1877年（明治10年）西南戦争の際も薩摩軍との激戦の場となり、小野市には薩摩軍の陣営が置かれるなど北九州と南九州を結ぶ結節点として、度々歴史の舞台に登場している。



江戸時代中期の宇目郷内道路網

※木浦鉦山について

宇目地域の歴史を語る上で、木浦鉦山の存在を忘れることはできない。木浦鉦山は、当初は銀、のちに錫、鉛が主に産出された。開発の歴史は、15世紀に遡るとされているが、詳細は不明である。本格的な開発は、1594年（文禄3年）に豊後岡藩の領主となった中川秀成公の頃に始まるとされる。木浦鉦山は、同じ岡藩でも尾平鉦山（豊後大野市）と違い、鉦山開発から成立したものではなく、木浦内村の中で鉦山が発見されたことで成立したもので、「木浦内村」の庄屋制度に岡藩直轄の「鉦山町」が重なるという2重の支配構造になっていた。木浦鉦山での庶民の暮らしから、「すみつけ祭り」や「宇目の唄げんか」という民謡が生まれた。

3. 人口動態

宇目地域の人口は、1920年（大正9年）10月1日に行われた第1回国勢調査では、7,065人となっている。その後、戦時中はやや減少したと思われるが、戦後になり、戦争引揚者、ベビーブームなどにより人口が増加、1955年（昭和30年）のピーク時は、9,898人で1万人に迫るほどであった。しかし、その後の高度成長期の人口流出、近年の少子高齢化により減少を続け、2017年（平成29年）10月末現在では、2,764人（男1,279人 女1,485人）となっている。高齢化率については、1970年（昭和45年）には11.50パーセントであったが、現在は50.94パーセントとなっている。

市の資料によると、通勤圏は、佐伯市内が最も多いが、次いで豊後大野市、大分市、延岡市となっている。高校通学では、佐伯市内に次いで、豊後大野市、延岡市、大分市となっている。小・中学校は、宇目緑豊小学校（96人）、宇目緑豊中学校（53人）が設置され、小中一貫教育が行われている。

4. 主な産業

(1) 就業構造

宇目地域の産業別の就業者割合の推移は下表のとおりである。人口のピーク時には第1次産業の就業者が70パーセント近くを占めていたが、2015年（平成27年）では25パーセントと極端に減少している。しかし、全国平均と比べれば比率は高い。また、製造業や建設業など第2次産業は、平成以降緩やかに減少する一方、商業、サービス業など第3次産業では50パーセントを超えた。

産業別の就業者割合の推移（パーセント）

		昭和35年	昭和60年	平成17年	平成27年
宇目地域	第1次産業	64.2	41.1	29.5	25.0
	第2次産業	17.9	24.0	23.2	22.0
	第3次産業	17.9	34.9	47.2	53.0
全 国	第1次産業	32.7	9.3	5.1	3.3
	第2次産業	29.1	33.1	25.9	33.1
	第3次産業	38.2	57.3	67.3	62.1

全国は総務省統計局資料

(2) 第1次産業

宇目地域では、2015年（平成27年）の国勢調査では、第1次産業に363人が就業している。この数は佐伯市内の旧町村の中では、蒲江地区の731人に次いで多く、佐伯広域森林組合などの林業従事者、花卉農家など農業従事者が一定程度占めていると思われる。

ア 農業

宇目地域に限るデータとして拾えるのは、1985年（昭和60年）で、農業粗生産額は19億7,100万円となっている。宇目地域は日中や季節で寒暖差が大きいため、おいしい米が育つと言われている。現在、個人消費がほとんどで、JAには745俵出荷されているとのことである。

(ア) 農家数

1960年（昭和35年）の農家数は1,106戸であったが、2015年（平成27年）農林業センサスのデータでは、農家数366戸、基幹的農業従事者277人で、集落営農組織は4集落で結成、認定農業者26人（水田4人、花卉11人、野菜3人、果樹3人、畜産5人）となっている。

(イ) 農地面積

1960年(昭和35年)の資料では、農地面積586ヘクタール(水田420ヘクタール、畑162ヘクタール)となっているが、水田の面積が大きく減少し、2016年(平成28年)の農業委員会の資料では、農地面積469.6ヘクタール(水田299.5ヘクタール、畑170.1ヘクタール)となっている。畑のうち樹園地については、1960年(昭和35年)の4ヘクタールから1990年(平成2年)には115ヘクタールと拡大した。これは、昭和50年代以降の農業所得増大のため栗園やサフラン、茶など工芸作物、平成以降は、ほおずき、スイートピーなどの花卉の生産が増えたためと思われる。

(ウ) 主要作物

米を除く主な作物の生産状況は表のとおりである。スイートピー、ほおずき、栗については、生産量では大分県1位となっている。

主要作物の状況(平成28年)

作物	戸数	栽培面積 (ヘクタール)	生産高 (千円)
スイートピー	7	2.6	146,000
ほおずき	17	4.3	59,000
栗	65	74.0	3,700
ナス	19	1.2	25,000
宇目葡萄	3	0.8	10,000

(大分県の資料)

イ 畜産業

畜産業は、1985年(昭和60年)の農業粗生産額19億7,100万円のうち13億3,200万円(鶏7億900万円、豚5億9,500万円)と全体の67.6パーセントを占めていた。現在は、繁殖牛7戸152頭、種鶏3戸21,250羽、ブロイラー5戸150,800羽(平成29.2.1現在)となっている。

ウ 林業

(ア) 林家

1980年(昭和55年)の総林家数は、835戸で、森林樹種別面積は、杉が6,787ヘクタール、椎茸の原木であるクヌギが2,046ヘクタールとなっている。現在7林業事業体、自伐林家29戸となっている。

現在、宇目地域に佐伯広域森林組合の本所及び木材加工場があり、佐伯地域の林業、木材産業の核として、森林整備や木材生産を推進している。

(イ) 森林面積

森林簿によると面積は24,818ヘクタールとなっている。

(ウ) 主要作物

主な作物である椎茸は、生産者数は59人で、生産量は、乾椎茸39.8トン、生椎茸5.9トンとなっている。

(エ) 林道

林道は、45 路線（佐伯市全体 242 路線の 18.6 パーセント）総延長 117.17 キロメートル（佐伯市全体 441.45 キロメートルの 26.5 パーセント）が敷設されている。

市では、ユネスコエコパークの登録に伴い、傾山への登山者が増加傾向にあるとの認識から平成 30 年度に林道西山線の終点付近を舗装整備する計画であったが、台風 18 号により同路線の 3 箇所路肩崩壊の被害が発生したため、舗装整備は平成 31 年度以降になるとのことである。

(3) 第 2 次産業

宇目地域の第 2 次産業の就業者数は、2015 年（平成 27 年）の国勢調査では 320 人となっている。地区内に製造業としての大規模な工場がなく、建設業が数社経営をしているのみで、多くは地区外で従事していると思われる。

(4) 第 3 次産業

宇目地域の第 3 次産業の就業者数は、2015 年（平成 27 年）の国勢調査では 770 人となっている。商業については、スーパーとして 2 社があるのみで、コンビニエンスストアもなく、中小規模の商店が経営をしている状況である。就業者数が比較的多いのは、地区外で従事しているためと思われる。

5. 文化（郷土芸能）

宇目地域には、獅子、楽、白熊（はぐま）、杖、神楽などの多種多様な郷土芸能が伝承されている。これらは、300 年以上を超える祭礼として、旧重岡村の地域は、八匹原（はちひきばる）祭典、旧小野市村の地域は、椿原（つばきはら）祭典として披露されている。

（現在はうめ秋大祭として同時開催している）いずれの祭典も古くから地域住民が、五穀豊穡や地域の安全を願い、大切に保存継承している。

祭典に参加する郷土芸能は、その元宮から出座する御神体を乗せた御神輿の御供（おとも）として、祭典場にて奉納舞を行う。

(1) 八匹原祭典

元宮：鳶野尾（とびのお）神社、八柱（やはしら）神社

御供：千束楽（せんぞくがく） 県指定無形民俗文化財

戦国時代、生き残った榑牟礼城主の佐伯惟治の重臣が、戦場を脱出するために、槍や刀を野草で包み、野花をさして隠し、また、女装や道化師にも変装して、鉦（かね）や太鼓をうち踊りながら敵陣を脱出したと伝えられている。



酒利獅子（さかりしし）・重岡獅子（しげおかしし）

市指定無形民俗文化財

獅子舞は、旧大野郡（岡藩）から伝わっており、祭典では、鳥居の点検とお清めの主役となり、併せて自然の恵み、大地の恵みに感謝し、秋の豊作を祈って舞われる。

河尻杖（かわしりつえ） 市指定無形民俗文化財

幾度の返還をたどり、荒川流（弥生大坂本）と佐伯五所明神流が混同された河尻独特の流派が形成されたものである。



塩見白熊（しおみはぐま） 指定なし

江戸時代の大名行列の時に行われていた。毛槍練りの演技から伝えられたものである。

(2) 椿原祭典

元宮：鷹鳥屋（たかとりや）神社

御供：中津留楽（なかづるがく） 市指定無形民俗文化財

千束楽から伝授されたもので、鷹鳥屋神社の秋祭り（9月中旬）に奉納される太鼓踊りである。大太鼓打ちの背で多彩な花ヒゴが揺れ、道化役の所作に笑いが起こる。





上津小野獅子（こうづおのしし） 田原獅子（たばるしし）
市指定無形民俗文化財

獅子舞は、旧大野郡（岡藩）から伝わっており、祭典では、鳥居の点検とお清めの主役となり、併せて自然の恵み、大地の恵みに感謝し、秋の豊作を祈って舞われる。

釘戸白熊（くぎとはぐま） 市指定無形民俗文化財
江戸時代の大名行列の時に行われていた。
毛槍練りの演技から伝えられたものである。



（3） 神楽

宇目神楽 重岡岩戸神楽



大分県内の神楽は、大きく分けて豊後岩戸神楽、豊前岩戸神楽、日向岩戸神楽に分けられる。宇目神楽は豊後岩戸神楽の御嶽流緒方神楽で、1914年（大正3年）、大野郡緒方村より伝承されたものと言われている。

また、重岡岩戸神楽は御嶽流御嶽神楽で、1921年（大正10年）に大野郡白山村から伝承されたものである。

（4） その他の祭り

ア すみつけ祭り

顔に「墨」を塗りあうこの祭りは正式な名称を「山上り祭り」といい、木浦鉦山に400年以上前から伝わるとされている。

全国的にも珍しい「奇祭」で旧暦1月11日に開かれる。顔に墨を塗るのは、落盤事故があった時に偶然家で墨をつけて遊んでいて助かった若い男性がいたことから、鉦山の安全を願って墨をつけるようになったと言われている。



イ その他

的はり祭り（木浦落水）、田の神祭り、山の神祭り、火祭り、作祭り、冬祭り

第3節 宇目地域の調査

宇目地域には、2017年（平成29年）8月2日に調査に入った。本研究会としては、何からどこから調査を始めたらいいか、手探りの状態であったため、現地点で観光地化されていると思われる施設、宇目地域の主な産業である農業、林業の関連施設を中心に訪問調査を行った。現地では、様々な疑問意見が飛び交っていたが、本研究会としてまとめるために、平成30年6月4日の本研究会において、疑問や意見を取りまとめ、再度執行部から説明を求めることにした。さらに、その中で新たな疑問が生じたため、同年7月5日、再度宇目地域での現地調査を行うことになった。

この節では、調査場所の概要にとどめ、調査により本研究会員から出た意見等は、第2章提言の中に入れ込むことにする。

1. 藤河内溪谷・藤河内湯一とぴあ・キャンプ場

(1) 湯一とぴあ

藤河内溪谷※の花崗岩から湧出する冷泉を利用した鉱泉。浴室の大窓からは、雄大な藤河内溪谷を望むことができる。

地元の住民で組織された藤河内観光組合が指定管理者として運営を行っている。毎年2,000人前後の利用客がある。



(2) キャンプ場

藤河内溪谷のそばには、バンガロー設備があるキャンプ場がある。ここには、炊事棟、トイレ棟はあるが、水道や電気が引かれていないことが特色で、市では施設及び周辺道路の改修工事を行った。



※藤河内溪谷の成り立ち

藤河内溪谷は、花崗岩が浸食されてできた地形で、約1,500万年から始まった祖母、傾、大崩のカルデラ噴火の後に、地中でマグマが冷え固まり、花崗岩となって、その後浮き上がり、地表に出てきたものと言われている。同時期のカルデラ噴火は、紀伊半島や四国など全国で数箇所確認されている。

2. 柳瀬農村体験モデル施設「うめの里 陶芸工房」



宇目柳瀬地区にある陶芸工房で、地元柳瀬農村体験モデル施設管理組合が指定管理者として運営している。陶芸教室や陶芸体験ができる施設で、年間1,400人ほどが訪れている。

施設前にある収穫後の水田では、チューリップの球根が植付けされており、4月の開花時には、チューリップ祭りが開催され、多くの来場者でにぎわっている。

3. 道の駅宇目・農林産物直売所

1995年（平成7年）2月に開設された道の駅で、第三セクターである「株式会社うめ」が指定管理者として運営してきたが、平成31年度から民間企業である株式会社マルミヤストアが指定管理者として運営することになっている。

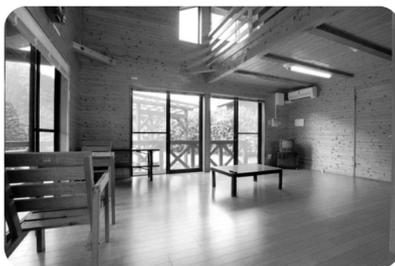
レストランでは、いのししや鹿などのジビエ料理、テイクアウト部門では、情報誌でも取り上げられている唐揚げ、宇目特産の栗を使用したマロンソフトやブルーベリーソフトなどがある。

敷地内には佐伯農林公社が経営する「農林産物直売所」があり、季節の野菜・果物などが販売されている。



4. うめキャンプ村

道の駅宇目に隣接しているキャンプ場で、一般社団法人困り事お助け協会が指定管理者として運営を行っている。平成28年度は、5,592人の利用があり、施設の改修も行われ、利用客の増加が期待される。



5. 佐伯広域森林組合

佐伯市、弥生町、本匠村、宇目町、直川村、蒲江町の6森林組合が1990年（平成2年）3月31日合併を行い、佐伯広域森林組合となった。1992年（平成4年）11月に宇目共販所竣工、1993年（平成5年）6月宇目工場竣工、1999年（平成11年）3月佐伯にプレカット工場竣工、2009年（平成21年）4月新宇目工場竣工、2015年（平成27年）4月に旧市内女島より、現在地に本所を移転した。



事業の内容としては、苗木の生産から植林、下刈りや枝打ち、間伐そして伐採まで手掛けている。また、宇目工場で製品加工を行っているが、国内の国産材製材工場の中でもトップクラスの規模を誇っている。佐伯市内2か所で共販所を運営しており、取扱量は、大分県内でもトップとなっており、大分県南部地域の木材流通の拠点となっている。

6. ほおずき農家



宇目地域のほおずき栽培は、当初3戸の農家が水田転作作物として露地栽培に取り組んだことから始まった。その後、支柱誘引方式やハウス栽培の導入等により品質が向上し、市場性も高まる中、1988年（昭和63年）、東京の「浅草寺のほおずき市」へ出荷したところ、予想以上の反応があり、関東市場への出荷をスタートし、日本一のほおずきの呼び名がついた。

現在宇目地域では、平成29年度で農家戸数17戸、作付面積4.3ヘクタール、出荷本数197,000本、販売額5,900万円となっており、県内屈指の産地となっている。しかし、高齢化による作付け者の減少等により、年々縮小しており、市・県・JAの連携によるファーマーズスクール制度で新規就農者の確保に努めている。

7. ととろのバス停

施設のある地区「轟」(とどろき)は、地元の人から「ととろ」と呼ばれていたことから、バス停は「ととろ」と名付けられたとのこと。宮崎駿監督の「となりのトトロ」の上映以降、作者不明の「猫バス」看板が設置されたりして話題になり、観光客が押し寄せるようになった。



8. 中岳キャンプ場



利用料無料・駐車場完備のフリーキャンプサイトである。炊事棟・トイレなど、最低限度必要な設備のみの本当に自然の中のキャンプサイト。すぐそばには、中岳川の清流が流れている。

9. 木浦地区ふれあい施設（木浦名水館 唄げんかの湯）

地元の住民で組織された木浦鉱山区ふれあい施設管理委員会が指定管理者として運営を行っている。

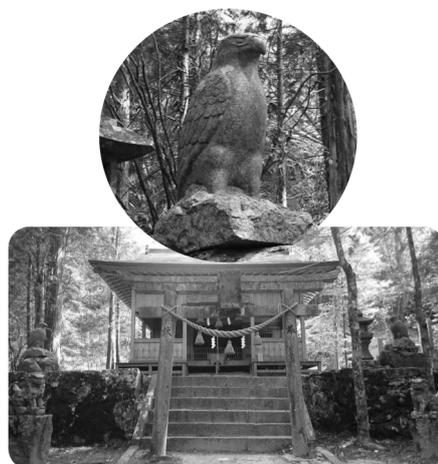
唄げんかの湯は、豊の国名水百選のひとつ「蓮光寺湧水」を利用した鉱泉。内湯の浴槽内には桧を使用しており、ほのかな桧の香りがする。館内には休憩スペースとレストランがあり、「しいたけめし定食」「だんご汁定食」など、地元の名物料理が楽しめる。また、木浦鉱山の鉱石等の展示物が多数、並べられている。



10. 鷹鳥屋神社

標高 639 メートルの鷹鳥山山頂付近にあり、一帯は県指定天然記念物の自然林で覆われている。神社近くまで林道が通っているが、山奥にあるため国道から 40 分程度かかる。神社にはこま犬の代わりに「鷹」が鎮座しているが、これは、昔、越中立山にいた矢野氏が紀州熊野に移った際、筑紫(九州)へ行けとの神告を受け、1275 年(建治元年)に府内で大友氏に仕えた。そこで今度は豊後の南を守れとの命をもらって宇目に来た時、権現の使いとおぼしき 2 羽の白い鷹に導かれ、この山にたどり着いたという伝説に由来する。

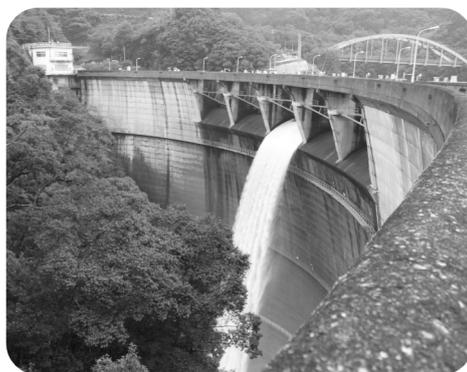
周辺には一部モミの林があるものの、大半はウラジロガシを含むアカガシ林で、イスノキ、ヤブツバキ、サカキ、ユズリハ、ハイノキなどが生い茂り、サザンカも自生している。



11. 北川ダム

北川ダムは、北川総合開発の一環として、田代川、中岳川、市園川の合流点付近に洪水調整と発電を目的に建設された多目的アーチ式コンクリートダム。

事業者は大分県で受益者は宮崎県と県境をまたぎ水系を一本化し、宮崎県北部北川下流域の治水に貢献している。また、北川発電所で最大出力 25,100 キロワットの発電を行っている。



1962 年(昭和 37 年) 8 月建設
高さ 82 メートル
長さ 188.3 メートル
総貯水量 4,100 立方メートル

12. 花卉団地

宇目地域では平成7年度から平成13年度にかけ、当時の宇目町ニューファーマーズポリス構想に基づき花卉団地の建設を行ってきた。事業内容は用地造成等の基盤整備、複合経営促進施設建設(鉄骨ガラスハウス)、集出荷貯蔵施設建設等の整備を行ってきた。

研修の後、1995年(平成7年)から1998年(平成10年)の期間に8人が就農を開始。うち4人がスイートピー、残り4人がアルストロメリアの栽培に取組始め、現在に至っている。



第4節 ユネスコエコパーク先進地視察調査（国内登録7か所）

1. 視察場所の選定

改めて言うまでもないが、本市にとっても、本市議会にとっても、「ユネスコエコパーク」とはどういうものかを基本から学んでいる状況である。文献やパンフレット、学習会、講演会などによる知識の吸収は当然のことではあるが、既に登録されている地域に出かけ、どういう理由で登録されているのか、どのような特徴があるのか、どのような取組を行っているのか、また、どのような成果を上げ、どのような課題があるのかを現地で見聞き、調査することは祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの取組を進めるに当たり、必須条件であると考えた。

そこで、まず視察先を祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのように複数県、複数の自治体にまたがって登録されている地域、山岳地帯を抱えている地域という共通点のある地域を選定、さらに予算内で視察できる地域を検討した。

その結果、奈良県・三重県・和歌山県にまたがる「大台ヶ原ユネスコエコパーク」と石川県・福井県・岐阜県にまたがる「白山ユネスコエコパーク」の組合せと山梨県・静岡県・長野県にまたがる「南アルプスユネスコエコパーク」と長野県・群馬県にまたがる「志賀高原ユネスコエコパーク」の組合せに絞ることとした。大台ヶ原はユネスコエコパークについては、視察依頼先の自治体曰く、「大台ヶ原はユネスコエコパークとしての活動が停滞している」との連絡が入り、本研究会としては参考にならないと判断した。白山ユネスコエコパークの視察依頼先は、市長及び議会選挙のため受入れができないとのことであった。

一方、南アルプスユネスコエコパークの中心自治体である南アルプス市及び志賀高原ユネスコエコパークの中心自治体である山ノ内町からは受入れ可能という連絡があり、最終的にこの2か所に決定した。

提言書作成を1年延期したことを受け、平成30年度の視察先を再検討した結果、まず隣県にある「綾ユネスコエコパーク」を視察することにし、5月22日及び23日に実施した。その後、ユネスコエコパークを管轄する文部科学省への研修を計画した。

視察調査に当たり、調査内容を以下のように設定した。

- ① 登録の経緯について
- ② 組織体制について
- ③ 登録後の住民の反応について
- ④ 登録後の観光客の推移について
- ⑤ 取組、活動内容について
- ⑥ 課題について

2. 先進地視察その1 南アルプスユネスコエコパーク

2017年（平成29年）10月5日午前10時から12時まで実施。南アルプス市庁舎で説明を受けた後、南アルプス山岳館でスライドを使った説明と特産品の紹介を受けた。



(1) 南アルプスユネスコエコパークの概要

- ア 地域概要：構成面積は302,474ヘクタールで、現在あるユネスコエコパークでは国内最大級。
- イ 構成自治体：3県（山梨県・長野県・静岡県）、10市町村（山梨県韮崎市・南アルプス市・北杜市・早川町、長野県飯田市・伊那市・富士見町・大鹿村、静岡県静岡市・川根本町）
- ウ 核心地域：国立公園の特別保護地域と第1種特別地域
緩衝地域：核心地域の周辺
移行地域：南アルプス市全域

(2) 南アルプスユネスコエコパークの特徴

- ア 3,000メートル級の山々が10山あり、登山者が多いエリアであること。
- イ 南アルプスは隆起（年間約3から4ミリメートル）により深い谷（V字谷）が形成されており、様々な集落が点在し、独自の文化が発展しているという特色を踏まえ「高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」というテーマを設定。
- ウ シンボルマークは10本線で囲ったライチョウ（世界の南限）。10本線は、10市町村で見守るという意味。
- エ キタダケソウ（6月中旬満開）を含め氷期の遺存種である種が存在している。
- オ 構成市町村の主な行事等
 - (ア) 飯田市の霜月祭り（12月）千と千尋の神隠しのモチーフになったと言われる。
 - (イ) 飯田市の下栗の里（約50軒）、急斜面の土地を開墾。
 - (ウ) 大鹿村の農村歌舞伎（10月15日定期公演）原田芳雄主演の大鹿村騒動記の舞台。
 - (エ) 早川町の赤沢宿。身延山（日蓮聖人の久遠寺）に参拝する方々の宿。国の重要伝統的建造物群保存地区に指定。
- カ 3県の土地所有
 - (ア) 山梨県：県有林、県有地
 - (イ) 長野県：国有林、国有地
 - (ウ) 静岡県：特殊東海製紙株式会社の社有林

(3) 登録の経緯

2014年(平成26年)登録。当初、世界自然遺産の登録を目指していたが、環境省が平成25年及び平成26年に調査した結果、南アルプスは基準に合わないということで、ユネスコエコパークへの登録に切り替えた。

(4) 組織体制

ア 南アルプス市の職員の体制：2人

イ 登録エリア全体の組織体制

(ア) 南アルプス自然環境保全活用連携協議会

ユネスコエコパークの登録を受け「南アルプス世界自然遺産登録推進協議会」から名称変更。ユネスコエコパークの名称がない理由は、日本ジオパークにも登録されているため。

a 構成：10市町村の首長及び議長。参与として環境省と林野庁、各都道府県、特殊東海製紙株式会社、日本製紙株式会社。

b 総会：年に1回。

c 幹事会：課長級レベルの担当者会議。総会への提案事項の方向性を見極める。

(イ) ユネスコエコパークの科学委員会(学術的な専門家)

平成30年度以降設置していく予定。

(ウ) 担当者の地域連絡会議

2か月に1度開催

(エ) ワーキンググループ(WG)

一番下部の組織。自然環境の保全には様々な課題があり、時間がかかるので、例えばニホンジカ対策のWGは環境省、ライチョウ保護対策WGは静岡市など担当市町村を決めて取り組んでいる。3県で統一した道標や公共標識のデザイン、ガイドラインを策定している。

(5) 市民アンケートを実施

登録後の住民の反応を調査するために市民アンケートを実施したところ、認知度は40パーセントぐらいで低かったため、子どもたちへの教育、親子登山などユネスコエコパークという名前、考え方、仕組みを紹介しながら自然の中で学んでもらう。

(6) 登録後の観光客の推移

核心地域の北岳、登録された前と後ではあまり登山者は変わってない。

(7) 取組、活動内容

ア エリア全体の活動

(ア) 高山植物の保護

ニホンジカによる高山植物への被害で、登山者が花を見られないという事態が起きているため、環境省と県、市町村が一緒に対策をしている。

例：静岡市の保護セミナー、エコパークライナー（ラッピングバス）、ゲートウェイ社によるエコパークツーリズム商品。

(イ) エリア間の自治体交流

県を越えた小学校の交流など地域間交流。情報誌の発行。

(ウ) ライチョウサポーター制度の創設

ライチョウを 10 市町村で守るため 353 人（視察時点）のサポーターを認定。ライチョウを見つけると「生き物ログ情報収集発信アプリ」（環境省）に登録するシステムがある。3 か年計画の 2 年目。

イ 川根本町の活動「エコツーリズム」

地域おこし協力隊の女性が独立し「エコティかわね」という法人格取得。ユネスコエコパークはエコツーリズムがとても有効な手段と考えている。

ウ 北杜市の活動「水の山プロジェクト」

日本の名水百選をテーマ。環境保全型の企業であるサントリー（南アルプス天然水）と一体的にどのようにすれば天然水を維持できるかという活動。

エ 南アルプス市の活動

(ア) ユネスコスクール

芦安小・中学校、楡形西小学校、県立巨摩高校の 4 校がユネスコスクールに加盟。地元の芦安中学校は、北岳と鳳凰三山、仙丈ヶ岳に毎年 2 回登山。

(イ) 環境保全活動

緩衝地域に位置する山梨県立南アルプス自然公園には、国内屈指のアヤメ（紫色の花）の群落がある。2006 年（平成 18 年）頃から急に咲かなくなったため、ネットを張り保護。現在 1 万株に回復し、登山者増につながっている。

(ウ) 希少種の巡視活動

国立公園で採取禁止の植物（クモツキマッキョウという高山蝶の卵が付いた植物）を採った人が検挙されたため、巡視活動を毎年実施。高山蝶の保護条例は長野県にはあるが、山梨県はないため被害にあった。

(エ) 山岳ガイドの養成

公益社団法人日本山岳ガイド協会認定の登山ガイドを養成。プライベートガイドは 1 日 3 万円ぐらいで設定。

(オ) ネイチャーガイドの育成

楡形山など中・低山を中心に活動するネイチャーガイドを育成。公募により 10

回の講座、修了者をネイチャーガイドとして認定。

(カ) ヤマトイワナの保護、保全活動

ヤマトイワナ（原種のイワナ）は南アルプスでは釣りの対象魚のため、根絶される可能性がある。しかし、全面禁漁では釣り客兼登山客が来なくなる。



調査の結果、原種を釣った場合は、キャッチアンドリリース（釣り上げても放す）というエリアにした。前白根沢は原種の個体数が濃い沢だったので禁漁にした。

(キ) 一般客の車の立ち入り制限

山岳館は、南アルプスユネスコエコパークの管理事務所、ビジターセンターというような形で位置付け、登山の玄関口芦安地区から一般車は交通規制、指定されたバス、ジャンボタクシーに乗換え。

(ク) こどもユネスコエコパーク探検隊

子どもたちに身近な自然の中で遊んでもらおうというもの。

(ケ) 自由研究の応援プロジェクト

カブトムシとか自然環境の自由研究がしたい子どもにサポートをする事業。

(コ) ユネスコエコパーク講習会

小学校などで実施。

(8) 課題

ア 組織体制上の問題

(ア) 関係者間の課題や日程の調整

広大で、様々な利害関係者が集まっているので日程調整が難しい。1年前ぐらいから調整をしてスケジュールを組んでいる。

基本合意としては、自然環境の保全と地域間交流、憲章や地域の情報発信、永続的な管理運営体制の確立がある。ユネスコエコパークの管理運営計画もこういった柱を主軸に組立てている。

(イ) 専門職員の不在

自治体に生態学や環境教育などの専門職員が不在。広大なエリアに加え、発信と連携など取り組む課題が多いので、職員の構成を倍以上にする必要がある。

イ 地元への意識付け

3,000メートル級の山は特殊な環境なので一般の方々が行けない。子どもが近所を散策した際、採ってきた木の実や虫に対し、今まではそれほど意識していなかったが、生かされているとか、遊べる、楽しかったという機会を与える、情報発信をしていくことで興味を示してもらおう。

ウ 地域住民への利益、効果

登録以後人口増はほぼない。PRは今後の課題。住民不在はどの地域も課題。そのためには子ども、親子を対象に身近な生き物調査を行い、「生き物マップ」を作成するなどして情報発信をする。

エ 研究者による学術調査、連携

長野県の信州大学、静岡県静岡大学の先生や学生を科学委員会に招き、科学的な蓄積にしていく。ここにフィールドを持ってもらい助成をする。その研究成果は地域に落とし、情報公開をしていく仕組みを作りたい。

オ 鹿等との共存共生

ニホンザル、ニホンジカの被害のため電気柵を設置しているが、住民は電気柵も鹿の掘った穴で全然効果ないなど生態すらわからない。研究者から鹿の生態などレクチャーを受けるなど地域ぐるみで生態を知ることが大切。

カ 南アルプスユネスコエコパークの展望

(ア) 地域間交流の拡大

相互の良さを認め合い、共有する。

(イ) 自然環境の調査

研究者によってどんな自然環境が保たれているか科学的に蓄積し、お客様への生態系サービス提供の裏づけに。

(ウ) 情報の発信

ホームページ、南アルプスユネスコエコパーク応援というフェイスブック。

(エ) エコツーリズム

ガイドの人材育成。ガイド料をもらい経済的にも収入を得られるような環境作りが必要。

キ ユネスコエコパークに求められること

以下の5点を地道に活動することで地域力を高め、観光客の増加、誇りの持てるまちづくりにつなげる。

(ア) 科学的なデータの収集と公開

ユネスコから気象変動はどこでデータを取っているのか、野生動植物保護の取組など問いかけがあり、科学的なデータの収集と公開が必要。

(イ) 世界規模の取組の共有

JBRN、東アジアネットワーク会議など国際社会へどう参画するか。

(ウ) 生物資源の認識

資源がどこにどれだけあるのかなど名前を含め、市民レベルで身近な自然環境を調査し、案内できる人材を育成。

(エ) 教育活動

自然体験で子どもたちに「生きる力」教育、命の大切さ、食を学んでもらう。

(オ) 生物多様性の保持

食糧や水の供給、気候の安定などを地域で取り組んで自然を保護していく。

3. 先進地視察その2 志賀高原ユネスコエコパーク

2017年（平成29年）10月6日午前10時から11時30分まで実施。山ノ内町役場で説明を受けた後、町全体が一望できる道の駅で周辺地域の説明と特産品の紹介を受けた。



(1) 志賀高原ユネスコエコパークの概要

ア 地域概要：長野県北東部から群馬県北西部にわたる地域

イ 構成自治体：2県（長野県・群馬県）、5町村（長野県山ノ内町・高山村、群馬県中之条町・草津町・嬭恋村）

ウ 核心地域：志賀山を中心とした国立公園エリアの特別保護地域

緩衝地域：国立公園内（特別保護地域・普通地域）

移行地域：2014年（平成26年）の拡張登録により核心地域と緩衝地域を除く全域

(2) 志賀高原ユネスコエコパークの特徴

ア 火山と水と森の資源に育まれたエリア

志賀高原は、中央構造線（フォッサマグナ）上にあり、志賀山や草津白根山など複数の火山が密集。そのため草津温泉、湯田中渋温泉などの自然の恵み、過去の火山活動による大小様々な湖沼や湿原が生まれ、地域の水源地になっている。

イ いまだ開発されていない森林、原生林が多く残されている

理由は、歴史的に地域住民が共同で管理する「共有地」（一般財団法人和合会として管理＝以下和合会）が多くを占めているから。樹木の伐採や開発など資源を取りつくさないよう地域住民が管理をしてきたため、自然が守られ、希少な動植物を含め、多様な植生、多様な動物種の生息地になっている。

(ア) 希少動植物

シガアヤメ（志賀高原固有植物）、「石の湯ゲンジボタル」（国の天然記念物）
苔の一種であるヒカリゴケやニホンカモシカ、オコジョなどの希少動物、イヌワシなどの希少な鳥類の生息地に。

(イ) 自然環境の管理

核心地域は、国立公園の特別保護地域のため、自然公園法により厳重に管理。
緩衝地域は、スキー場の開発なども進めてきているが、国有林や県・町・村有林、また和合会が所有する土地とで占められ、開発制限があり、自然環境が残された。
移行地域は、景観法や農振法で地域の区分整理があり、自然環境の管理が行われ

ている。

(ウ) 地域住民の取組

- a 入会管理（和合会）：野草の採取制限など会員でなければ開発を認めない。
- b イワナの保存（漁協）：放流は行わず、従来いるイワナを増やして利用。
- c 湿原の管理：外来種のアシなどが増え、地域住民が湿原を守る活動。

(3) 2014年（平成26年）の拡張登録後の住民の反応

1980年（昭和55年）の登録は、国と研究者が中心になって行われたため、一部住民しか知らず、約30年間活動はほとんど行われていなかった。（地域住民の活動とユネスコエコパークの考え方と一致しているので意識する必要がなかった）

拡張登録後の町民の意識は、世界遺産のように大きく観光客が増えるのではという期待感、世界が認めた地域で生産された農産物がブランド化になるという期待感、「よくわからないが、何かすごい」という漠然とした期待感があった。一方で、「自分たちとは関係のない話、志賀高原の自然を守るだけの取組では」というイメージを持った町民もいる。

(4) 観光客の推移

山ノ内町の観光地利用者数は2011年（平成23年）から2016年（平成28年）にかけて約450万人でほぼ横ばいで、拡張登録の影響はほとんどない。しかし、最近、テレビ報道や雑誌、インターネットなどユネスコエコパークを全面に出して広報していることでトレッキング利用者、環境学習利用校が急増。

(5) 取組、活動内容

ア 地域の共有地の管理、森林再生に係る植樹活動、植生を守るための環境保全活動
「ABMORI『いのちを守る森づくり』」

歌舞伎役者の市川海老蔵さんが発起人になり、廃止するスキー場も増え、荒れ地になるので、自然に戻そうという植樹活動。2017年（平成29年）で4回目、参加者は1,500人。

イ 学術的研究支援に係る活動「環境学習プログラム」

志賀高原のトレッキングコースを利用して、ガイドが学校単位の環境学習の場として実施。2017年（平成29年）は12校（昨年9校）。これまでの「林間学校」から、ユネスコエコパークの「学術研究の場所」という点を生かし、「自然と人間社会の共生するエリアで環境学習をする」という付加価値を付け、他の地域との差別化をはかった。プログラムは、事前学習⇒フィールドワーク⇒成果のまとめという流れで、修了証を交付。

ウ ユネスコスクール

自然環境の大切さに加え、地域の資源というものを学ぶもので、E S D（文部科学省が進めている持続可能な開発のための教育）を推進する拠点校（国内約 1,000 校登録、山ノ内町は全学校が登録）として受入れに期待。

エ 植樹活動

どんぐりを植えて苗にする育苗活動で、育てながら植樹する。自分たちが育てた木が林、森へと変わっていく中で自然を学び、守っていくという意識を植え付けて、地域の価値を学ぶ。高校までモニタリング調査を行い人材育成も検討。

オ 自然観察会

地域の中にどのような生き物がいるのかを学び、地域の良さを理解する活動。

カ 子どもたちの交流

構成される 5 町村で、学校間交流、子どもたちの交流を進めている。また、ユネスコスクール間での学校間交流も実施している。

キ 地域と社会の発展に係る活動

（ア） 観光産業への活用

- a エコツーリズムの推進
- b 地域の歴史・文化の継承
- c 自然環境と地域の文化を組み合わせた観光産業
- d 旧北小学校ビオトープ
- e 用水路の自然水路への再生

ゲンジボタルとヘイケボタルの生息を増やすため、人工水路から自然水路への改良

（イ） 農業への活用

- a 「雪白舞」のブランド化

地域住民が始めたもので、もともとある米がなぜおいしいかを「志賀高原の清流、自然環境が守られた水でできるから」という理由をセールスポイントにし、ユネスコエコパークという付加価値を付けブランド化した。

（6） 課題

ア なぜユネスコエコパークの取組を進めるのか

ユネスコエコパークは、観光客を呼ぶものと違い、あくまで自然と人間社会の共生を目指す国際的なモデル地域であるということ意識しながら取り組むことが必要。例えば、環境学習はどこでもできるが、「自然と人間社会の共生しているエリア」という付加価値を付けて、ユネスコという国際ブランドの中で情報発信する。それがユネスコにも認められ、先進的な取組となり、価値にもなる。このことで地域全体の行動力、地域の活性化につながる。

イ どのようにユネスコエコパークを使うのか

地域住民のユネスコエコパークに対する意識、理解度の向上が必要。ユネスコから求められているものは、ユネスコエコパークの理念に基づく地域の活動であり、意識して活用すること。そのためには自らの行動を見つめ直さなければいけない。地域住民にとって当たり前の自然だが、それが世界に評価されているということを意識し、ユネスコエコパークに絡めて活動していくことで地域ブランドの向上、地域の振興につなげていくかを考えていく必要がある。

ウ ユネスコエコパークの普及

2017年（平成29年）1月のアンケート調査。認知度は84.7パーセントで町民のほとんどが知っているが、目的、取組は46.1パーセントで半分以下しか理解していない。セミナーの開催に力を入れ、理解度の向上を図っている。

エ ユネスコエコパークを生かしていくにはどのようなことが必要か

- (ア) 地域住民が制度をよく理解する。
- (イ) 世界に対して情報発信し国際ブランドにつなげる。

オ 地域住民への利益（リターン）、効果

志賀高原ユネスコエコパークという産地保証のマークをブランドとして箱に付け販売している。産地保証で品質保証ではないが、そこで取れたりんご、桃、ぶどうということで最近広まっている。

カ 外国人観光客の動向と対応

- (ア) スノーモンキーという地獄谷野猿公園が海外メディアで紹介されたためか、外国人が増えてきている。宿泊者数は約5万6,000人だが、実際に来ている数は30万人ぐらいか。
- (イ) 外国人への対応では、国の補助でWi-Fiを整備した。
- (ウ) 野沢温泉村の話では、トラブルが急増している。外国人観光客が増えて旅館、ホテル、スキー場はかなり利益を上げているが、ゴミ問題など行政が対応する部分が非常に増えてきている。

キ 有害鳥獣の被害状況と対策

猿、いのししと熊が多い。対策は電柵と駆除が中心。熊の被害はりんごが実る時期が多い。ユネスコエコパークは、あくまでも自然と人間社会が共生していくという形。熊は保護鳥獣だが被害を与えているのである程度管理しながら守っていく。

4. 先進地視察その3 綾ユネスコエコパーク

2018年(平成30年)5月22日午後1時30分から綾ユネスコエコパークセンターで説明を受ける。翌23日午前9時から、町全体が一望できるイオンの森、綾の照葉大吊橋で追加説明を受けた。



(1) 綾ユネスコエコパークの概要

綾町は、宮崎県のほぼ中央に位置し、面積95.19平方キロメートル、人口約7,300人で、全域が2012年(平成24年)7月11日、国内5か所目のユネスコエコパークに登録された。町の面積の約8割が森林で、うち8割は県有林、国有林となっている。

(2) 綾ユネスコエコパーク 登録までの経過 - 自然を守るまちづくりの中で

ア 国有林伐採の動きに反対

昭和20年代は電源開発のダム工事(綾川総合開発)で、工事関係者等1万人の人口を抱えていたが、工事終了後の雇用対策が課題に。農林省の国有林伐採の動きに対し、自治公民館長を中心に議会、行政、三位一体で森を残してほしいという運動(1967年・昭和42年)により照葉樹林を残した。

イ 自治公民館の発足

(ア) 1965年(昭和40年)区長制から住民自治を担う自治公民館制(22地区)へ変更。館長の任期は2年。

(イ) 自治公民館を通じた自治活動。

町の総合文化祭以外に自治公民館ごとに文化祭を開催。田植から稲刈り、餅つき、夏祭り、消防、町民体育大会、敬老会、町政座談会、生涯学習、伝統芸能、伝統文化など。婦人部もあり、5年前綾町自治公民館女性連絡協議会を結成。

(ウ) 町から独立した自主運営で、区費を徴収。公民館の改築は、町が半分補助、維持管理は区費から。

ウ 経済より環境を優先した高度成長期

大量生産、大量消費、合理化効率化という高度経済成長期、経済より環境を優先。

エ 人と自然との共生をまちづくりの理念に - 1982年(昭和57年)に国定公園に指定
ごみ問題、公害問題、環境破壊、食べ物によって健康被害、都会にみんな出てしま
い田舎に人がいない。人がいても地域のきずなも希薄になってしまった時代。綾町で
は、照葉樹林文化、自然生態系や生物多様性を守らないといけない。人と自然との持
続的な共生ということをやりたい、環境と経済が永久に一緒に回っていくような方向
性を持っていくということをやりたいをまちづくりの理念に掲げた。

オ まちづくりの実践、理念がユネスコエコパークの理念に合致され登録へ
認定された理由は、人と自然がともに作り上げた貴重な生態系や環境が守られて
いること。

(3) 綾ユネスコエコパークの活動、取組

ア 綾川流域照葉樹林帯保護復元計画（綾の照葉樹林プロジェクト）

(ア) 2005年（平成17年）5月、九州森林管理局（熊本市）、宮崎県、綾町、（公財）
日本自然保護協会、てるはの森の会（民間）の5者が協定を結び、日本に残され
た最後の広大な照葉樹の森を保護・復元していくプロジェクト。人工林で分断さ
れた照葉樹の森を本来の姿に100年かけて復元する官民一体の計画。

(イ) 保護、復元が原則だが、山主が植林し販売できれば、経済林として支援する。

イ 教育、学術的研究支援

(ア) 綾小学校の総合的学習

ビオトープでの自然観察等。大学の先生が授業を監修し、小学校の先生の研究
テーマとして成果を検証するなど大学との連携も。

(イ) 綾中学校の総合的学習

綾児童館の子どもを連れネイチャーゲーム。

(ウ) 宮崎大学、南九州大学、宮崎国際大学との包括的連携協定

研究成果を学会で発表してもらうことで、綾町の自然と共生のまちづくりの
取組成果を科学的に立証する。20本ぐらい同時進行中。

例：亀の生態研究、ミツバチの研究（宮崎大学）

特産の日向夏ミカン近くにミツバチが。調査により自然林に近い農地にミツ
バチがくるという研究成果。

今後、I・U・Jターンの意識調査で、移住定住対策の提言を検討。

ウ BRまちづくり協議会の活動

構成は約35人で、自然体験ワーキンググループ、おもてなしグループ、特産品を考
えるグループに分かれ、地域の振興のアイデアを出している。

(ア) 産業経済基盤は照葉樹林からの発想、自然生態系農業（有機農業）

(イ) 手づくり工芸、工芸祭り、将棋盤と碁盤

(ウ) 企業誘致は環境保全型の企業

(エ) イベントの開催。マラソン、競馬、雛山まつり、囲碁将棋大会、花火大会など
自然の中での多彩なイベントにより都市からの交流人口を増やしている。

(オ) スポーツ合宿の誘致が経済活性化になる。健康増進に役立っている。

(カ) 6次産業化、芋焼酎（阿陀能奈珂椰）、日向夏ジュース

(キ) 住環境、綾城から見た景色、錦原競馬場の周辺

(ク) 子ども連れで転入、住宅料毎月2万5,000円、5年間補助。

- (ケ) 移住定住対策、移住相談会（首都圏）
- (コ) 教育・福祉、2人目以降は保育料無料、中学生以下医療費無料。児童数が増えている。教室が足りなくてプレハブ校舎で対応している。
- (サ) ユネスコエコパークで目指すのは豊かな自然と心のきずな、心の充足がある。生活のレベルを回す。IT、教育水準などバランスのいいまちづくりにする。

エ イオンの森づくり

イオンの森は緩衝地域と移行地域境の町有林。

(4) 綾ユネスコエコパークの現状及び成果

ア ユネスコ世界遺産に比べて知名度が低い。

(ア) ユネスコ世界自然遺産

手つかずの自然を守ることが目的。無人島でもなり得る。

(イ) ユネスコエコパーク

人と自然がともに作り上げた生態系や環境を守ることが目的。かつ持続可能な利活用、学術的研究の支援。生活、社会、経済、文化が発展していなければユネスコエコパークにはなれない。

イ 綾町の観光入込客数の動向

平成以降の政策効果で100万人を超えたが、平成22年度口蹄疫の発生、鳥インフルエンザ、新燃岳噴火の影響で激減。現在回復基調にある。ただし、エコパーク効果ではない。

ウ 増加に転じた人口

(ア) 7,224人（2010年）が121人増で7,345人（2015年）に。

(イ) 15歳以下の人口比率、宮崎県内26市町村中4位。

(5) 綾ユネスコエコパークの体制

ア ユネスコエコパーク推進室の取組

(ア) BRの管理運営計画の遂行、7つの協議会、年間約30プラス綾プロで約50回会議。

(イ) 地域連携協議会がメイン、別に役場内に運営会議。

(ウ) 諮問機関として生物多様性保全部会、地域づくり部会、調査研究部会。

(エ) 役場、まちづくり協議会、大学研究機関、各種民間団体との連携。

(オ) ユネスコエコパーク登録後、増加する国外からの視察への対応。

イ 職員数の推移

職員は推進室長と担当者（植物学の専門家）の2人。照葉樹林の専門官と嘱託1人、地域おこし協力隊が2人、事務パート2人の合計7人。正職員は2人。

ウ 綾ユネスコエコパークまちづくり協議会

(ア) 2014年(平成26年)8月5日結成。ユネスコエコパークの3つの機能のうち、「社会と経済の発展」に基づき、移行地域における課題、ニーズを検証して、地域住民主体のまちづくりを推進するという目的で結成した。人数は役員5人、ワーキングメンバー21人。メンバーは公民館長、農家、商店主等。財源は町のまちづくり推進事業補助金53万4,000円

(イ) 3つのワーキンググループを設置し、提案、実践、検証を行う。月に1~2回程度、話し合い、活動等を行っている。活動費は活動支援金で各グループ最大10万円。ワーキングメンバーは男女半々、3分の1は転入者、Uターンも入れたら半分。報告書は事務局がする。成果を求めるものではないが、ユネスコエコパークセンターの建設は成果。

a 自然体験・環境学習グループ

川中神社キャンプ、多古羅ウォーキング、親子向け自然体験キャンプ、各地区公民館への登館日の川遊び体験、24時間テレビのチャリティー委員会と共同で照葉樹林内の清掃事業、シェアリングネイチャー

b 商品開発グループ

農家民泊、自然生態系農業を利用した商品開発。

c おもてなし・体験グループ

川釣り体験、綾町ホームステイ、工芸体験、機織り体験、宿泊施設の利用者アンケートなど。

(6) 課題

ア 住民向けの啓発

町民の知名度 90 パーセントだが理解までは進んでいない。

イ 管理運営計画を立て、実行していく義務が発生。

10年ごとにユネスコに報告、非常に大変。数字的に報告をする。経済産業や人口、自然保護に関するような取組、学術研究の数などがある。データとして出せるものが必要。



第5節 日本ユネスコ国内委員会（文部科学省）研修

国内先進地視察の後、本研究会において視察のまとめをする中で、全体的な問題として、10年ごとの定期的な検討について危惧する声があがった。そのためには、ユネスコエコパークの審査基準、定期的な検討の内容等について知る必要があると判断。日本ユネスコ国内委員会がある文部科学省に研修を受けることにした。あわせて、視察に行けなかった登録地について、先進的な事例の報告を受けることにした。

研修は2018年（平成30年）8月16日午後2時30分から、担当部署である文部科学省国際統括内会議室にて説明を受けた。以下はその主な内容を整理したものである。

1. ユネスコエコパークの認定（登録）基準について

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）について

2015年（平成27年）9月の国連総会において全会一致で採択されたもので、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定したもの。（巻末資料集資料①参照）17の目標のうち、12. 持続可能な生産と消費（つくる責任つかう責任）、14. 海洋資源（海の豊かさを守ろう）、15. 陸上資源（陸の豊かさを守ろう）、16. 平和（平和と公正を全ての人に）の4点が特にユネスコエコパークに関係するもので、この目標を達成することが、ユネスコエコパークの最終目標と位置付けられている。

(2) 人間と生物圏計画（MAB）について

1971年（昭和46年）に生物多様性の保護を目的に、自然及び天然資源の合理的利用と保護に関する科学的研究を進めるユネスコの政府間事業として始められたもので、この計画の一環として生物圏保存地域（BR：ユネスコエコパーク）の認定を行っている。

この計画を推進するものとして「セベリア戦略（生物圏保存地域世界ネットワーク定款含む）※とマドリッド行動計画（2008-2013）」及び「MAB戦略（2015-2025）とリマ行動計画（2016-2025）」が示されており、認定された地域はこれらの戦略・行動計画を推進する地域となる。したがって、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでも特にMAB戦略とリマ行動計画に即した取組を積極的に企画し、推し進めることが重要になる。

※セベリア戦略は、1995年（平成7年）3月、ユネスコの第2回世界生物圏保存地域会議（スペイン・セベリア）において、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を生物圏保存地域の革新的なコンセプトとすることとし、3機能（保全機能、経済と社会の発展、学術的研究支援）を実現し、分析を行うための10項目の基本的方向性が示された。

生物圏保存地域世界ネットワーク定款は、世界の生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）ネットワークに加盟するためのユネスコが定める基本規則です。登録されるためには、この定款の内容を満たしていることが必要。定款は、登録基準のほか、生物圏保存地域の定義、3つの機能（保全機能、経済と社会の発展、学術的研究支援）、ゾーニング（核心地域、緩衝地域、移行地域の3地域の要件）等について示すとともに、生態系の豊かさが保全されているか、地域主導の活動となっているか、持続可能な資源利用や自然保護と調和のとれた取組が行われているか、将来の活動の継続を担保する組織体制や計画があるか等の要件を定めている。

(3) MAB戦略とリマ行動計画について

MAB戦略は、第27回MAB計画国際調整理事会（ユネスコ本部）において採択されたもので、以下の4つの目標を掲げた。

- 戦略目標 1 生物多様性の保全、生態系サービスの回復及び強化、天然資源の持続可能な利用促進
- 戦略目標 2 持続可能で健全かつ平等な社会、経済及び繁栄する人間居住の構築への貢献
- 戦略目標 3 生物多様性、サステナビリティ・サイエンス*、持続可能な開発のための教育（ESD）、能力向上の促進
- 戦略目標 4 気候変動や地球環境の変化やその他の側面への適応及びその緩和の支援

MAB戦略と合わせて、その効果的実施のための具体的な行動について定めたものがリマ行動計画で、第28回MAB計画調整理事会（ペルー・リマ）において採択されたもので、5つの戦略的行動分野が掲げられている。

- 戦略的行動分野A 持続的な開発のための有効に機能するモデルからなる生物圏保存地域世界ネットワーク
- 戦略的行動分野B MAB計画と生物圏保存地域世界ネットワーク内の包括的で、活発かつ結果指向の協働とネットワーキング
- 戦略的行動分野C MAB計画と生物圏保存地域世界ネットワークのための効果的な外部との協力と十分かつ持続可能な資金提供
- 戦略的行動分野D 包括的、現代的、オープンかつ透明なコミュニケーション、情報及びデータの共有
- 戦略的行動分野E MAB計画と生物圏保存地域世界ネットワーク内部における効果的なガバナンス

※サステナビリティ・サイエンス

喫緊の地球規模課題の解決に向けて、細分化した学問領域ごとに取り組むのではなく、自然科学と人文・社会科学の多様な学問分野の知を統合して取り組むことを促すアプローチのこと。



(4) ユネスコ生物圏保存地域世界ネットワーク (WNB R) について

認定された地域は「ユネスコ生物圏保存地域世界ネットワーク (WNB R : World Network of Biosphere Reserve)」に加盟することになっている。MABでは、サステナビリティ・サイエンスや教育を通して学んだ教訓を生かし、最新かつ開かれた透明性の高い方法を利用して情報を伝達することとしている。したがって、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークとしてもWNB Rの一員として、国際的にも協力しながら、自然科学と社会科学を基盤に、生態系の保全と持続的な利活用の調和を目的とした取組をさらに進めることが求められている。

なお、日本の認定地域が参画することを求められているネットワークは、①ユネスコB R世界ネットワーク、②東アジア地域生物圏保存地域ネットワーク会議、③東南アジア生物圏保存地域ネットワーク会議の3組織となっている。

(5) 登録の要件について

ユネスコエコパークの登録要件としては、セビリア戦略(生物圏保存地域世界ネットワーク定款含む)を引き継いだMAB戦略及びリマ行動計画があげられる。この内容は一般的な基準が書かれており、ユネスコの戦略やユネスコエコパークの概念がわかるものとなっている。(一般的な基準として生物圏保存地域世界ネットワーク定款の第4条に定められており、巻末の資料集の資料②に掲載している)

また、国内の生物圏保存地域(B R) 審査基準を巻末の資料集の資料③に掲載している。

(6) 定期的検討について

認定された地域では、取組状況について、10年ごとに定期報告をユネスコに提出することが求められている。(定期的検討は、生物圏保存地域世界ネットワーク定款(1995)の第9条に定められており、巻末の資料集の資料④に掲載している)

2. 国内のユネスコエコパークの推進体制について

(1) 日本ユネスコ国内委員会（MAB計画分科会）

MABの日本における推進組織は、日本ユネスコ国内委員会内に設置されている自然科学小委員会・人間と生物圏（MAB）計画分科会となっている。環境学や社会科学の様々な分野の学識経験者から構成されており、環境省、国交省、林野庁などの政府関係省庁も入り情報交換を行っている。

活動内容は、登録候補地についての調査、選考、審査を行うほか、国内のユネスコエコパークの審査基準の策定も行っている。また、MAB戦略やリマ行動計画に基づく取組の推進、各ユネスコエコパークの活動状況調査等も行っている。

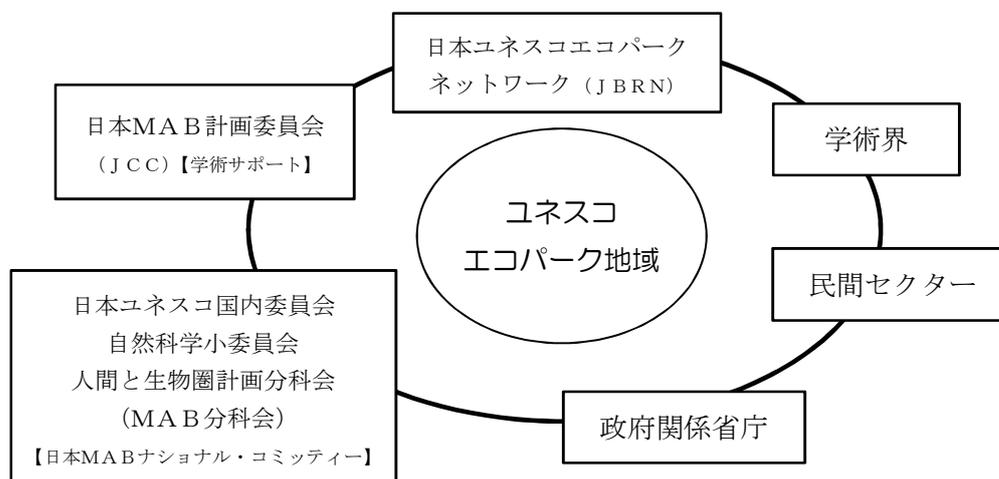
MAB分科会には民間研究者の集まりでもある日本MAB計画委員会（JCC）があり、各地の取組に助言や提言を行ったりしている。

(2) 日本ユネスコエコパークネットワーク（JBRN）

日本におけるネットワークは、2013年（平成25年）に設置されたJBRNである。宮崎県綾町が事務局を担当しており、毎年年次会合を開催し、国内登録地の情報交換を行っている。

また、イオン環境財団との連携協定やユネスコエコパーク内のニホンシカの管理、ロゴマークの作成、農産物等の認証等に取り組んでいる。

※日本におけるユネスコエコパーク推進体制



3. 国内登録地における特徴的な取組について

(1) 只見ユネスコエコパーク

- ア 只見町の野生動植物を保護する条例
- イ 自然首都只見及び伝承産品の認定

(2) 志賀高原ユネスコエコパーク

- ア 住民意識調査の実施
- イ ユネスコスクールへの加盟

(3) 綾ユネスコエコパーク

- ア 自然生態系農業の推進

(4) 白山ユネスコエコパーク

- ア ガイドボランティアの養成
- イ 大学の授業科目にユネスコエコパークを利用

4. 議会が提言する上でのアドバイス

ユネスコエコパーク推進協議会とのすり合わせが必要ではないか。

第6節 ユネスコエコパーク関連行事等への参加

2017年（平成29年）6月のユネスコエコパーク登録決定以来、大分県や佐伯市などの行政、商工会、NPOなどの民間団体が相次いで、講演会や行事を開催している。政策研究会でも必要と思われるものには積極的に参加して、知識を得る努力をしてきた。

1. 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録記念講演会

(1) 開催日：2017年（平成29年）8月11日

(2) 開催場所：佐伯市保健福祉総合センター 和楽

(3) 講演者：杉浦嘉雄 氏（大分県祖母傾ユネスコエコパーク推進協議会会長、日本文理大学教授）

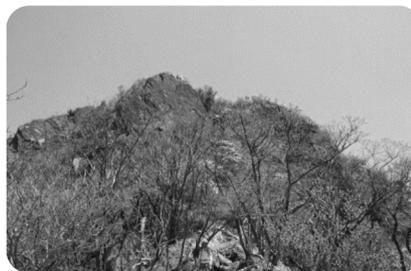
矢野大和 氏（おおいた観光特使）

(4) 講演の概要

ア 日本のあらゆる生態系が存在している。沖縄から北海道の南部までを垂直分布している。祖母・傾・大崩（2,400平方キロメートル）地域は、植物2,000種、動物4,500種あるが、アメリカのイエローストーン国立公園（9,000平方キロメートル）は植物12種しかない。世界的に有名な学者「本当に貴重な場所」

イ 阿蘇くじゅう国立公園は新しい山で隆起、侵食が繰り返されていないからならぬ。祖母傾はとげとげしいため、豊かな自然が育まれ、水が豊富で、貴重な動植物が住める環境がある。

ウ 生物の絶滅のスピードが加速している（年4万種）。しっかり守っていくことで価値が増していく。体にも良くて、おいしくて、自然環境にも配慮された米が生産されている。



傾山を望む

2. 「DRUM TAO」オリジナル記念公演

(1) 開催日：2017年（平成29年）9月9日

(2) 開催場所：佐伯文化会館

3. 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークフォトラリー

- (1) 開催期間：2017年（平成29年）10月1日から
12月31日まで



市役所本庁ロビー

4. 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録記念講演

- (1) 開催日：2017年（平成29年）11月3日
- (2) 開催場所：宇目ふれあいセンター
- (3) 講演者：イルカ 氏（国際自然保護連合親善大使）

5. 登山家 戸高雅史氏と行く藤河内溪谷体験イベント

- (1) 開催日：2017年（平成29年）8月11日
- (2) 開催場所：藤河内溪谷

6. 祖母・傾・大崩山系ユネスコエコパーク講座

佐伯地域ユネスコエコパーク推進協議会委託事業により「第33回国民文化祭・おおいた2018」「第18回障害者芸術・文化祭おおいた大会」のプレイベントとして開催。

- (1) 開催期間：2017年（平成29年）10月から2018年（平成30年）1月まで
- (2) 開催回数：全4回
- (3) 開催場所：八幡地区公民館ほか
- (4) 主催：あまべ文化研究所（代表 岩佐礼子 氏）
後援：佐伯市教育委員会
- (5) 講演の概要
ア 第1回「高千穂土呂久の歴史から紐解く山岳信仰、民俗、鉱山と公害」
川原一之 氏（宮崎市在住の記録作家）

- イ 第2回「山の自然と暮らしの今昔」
矢野一郎 氏（宇目猟友会会長）
佐保陽之 氏（元グリーンインストラクター）
- ウ 第3回「綾町に学ぶ自然と人の共生の営み」
河野耕三 氏（綾町ユネスコエコパーク推進室
照葉樹林文化推進専門監）
小西俊一 氏（綾町上畑自治公民館長）
下村ゆかり 氏（一般社団法人てるはの森の会）
- エ 第4回「宇目神楽が物語る神々と自然と人」
矢野祐志 氏（鷹鳥屋神社禰宜）



7. 神楽大会（宇目まちづくり協議会）及び商工会物産展

- (1) 開催日：2018年（平成30年）2月11日
- (2) 開催場所：うめキャンプ村
- (3) 主催：佐伯市番匠商工会
- (4) 出演：御嶽流宇目神楽保存会

8. 宇目商工祭

- (1) 開催日：2018年（平成30年）2月11日
- (2) 開催場所：道の駅宇目
- (3) 主催：番匠商工会



9. うめ秋大祭（八匹原祭典・椿原祭典）

(1) 開催日：2018年（平成30年）9月22日

(2) 開催場所：宇目B&G海洋センター



10. 山ガールサミット

(1) 開催日：2018年（平成30年）11月17日から18日まで

(2) 開催場所：うめキャンプ村ほか

(3) 参加者数：全国から約80人が参加

(4) 実施概要

ア 11月17日

漫画家鈴木ともこさんのトークショー「自分らしく山へ～ウェアでたどる女性の山登り」、しし肉料理のウェルカムパーティー

イ 11月18日

アクティビティ（夏木山登山、観音滝トレッキング、ととろの里周遊ツアーの3コース）



第7節 佐伯地域ユネスコエコパーク推進協議会との意見交換

2017年（平成29年）11月27日宇目振興局にて、佐伯地域ユネスコエコパーク推進協議会と意見交換を行った。その主な意見は次のとおり。

- ① 持続可能な地域とは、活性化して交流人口を増やすことが基本。
- ② 宇目町漁協は、組合員が120人弱で高齢化、予算面で苦慮している。一気に木が伐採され、保水能力がなくなり台風が来た時に一気に水が出る。魚がなかなか住みにくい状態になっている。
- ③ 宇目地域に住んで、自然との共生をどういう形でやるか、自分がその中にいると全く見えない感じがする。
- ④ 藤河内の道を改良するのは難しいが、向かい側の真弓線の改良するほうが経費的にもいい。藤河内溪谷から奥は、道路の下の自然林や岩にもこけが生えている。そういうのを見た時、こんなところが宇目地域にあるものかなと思う。
- ⑤ 持続可能な社会を作るため、地域活性化のためには子どもはなくてはならない存在。学校と行政がどう結びつくかが課題。去年8月に中学生53人全員で、藤河内でキャンプを行ったが、地元の子どもでも行ったことある人が1割5分という状態。キャンプの経験もない。教師も同じだったので、全員参加させた。体験を通じて宇目地域の良さを広げてもらう。文部科学省の指定校になり、学校教育目標として「積極的に地域・世の中に関わり自立する生徒の育成」を掲げている。
- ⑥ 観光にするなら山も手入れして、紅葉や花など何かポイントを作らないといけない。
- ⑦ 林業をやっているが、佐伯地区では80人近く林業後継者がいる。（宇目地域は23人）
- ⑧ 宇目緑豊小学校は、「ふるさとを愛し、豊かな心と学ぶ意欲を持ち、たくましく生きる宇目っ子の育成」を学校の教育目標に掲げている。ユネスコエコパークの取組として、一つは九州大学と連携して、アサギマダラ（遠くまで飛んでいく蝶）の研究を始めた。それから、大分大学と県立美術館と連携して、「地域の色、自分の色事業」に取り組んでいる。例えば、藤河内溪谷から持ち帰った石を砕いて絵の具にして絵を描いたり、地域にある土でクレヨンを作って絵を描いてみるということをやっている。4年生は藤河内溪谷に自然観察に行っている。延岡市の北川小学校と交流。アサギマダラの研究で姫島小学校と交流を始めた。ユネスコエコパーク内にある学校として竹田の小学校と連携を進めようと考えている。宇目地域の良さを発信していこうと、ホームページなどを使って世界に情報発信をしていけたらと考えている。夏休みに2回、藤河内溪谷、森林組合、ぶどう園、木浦鉦山などを全職員で研修し、それを生かした事業を組立てようとしている。
- ⑨ ユネスコスクールは急激に増え、ユネスコスクールになっても活動していない学校は全国にいっぱいある。ユネスコスクールの登録に向け、プロジェクトチームを立ち上げた段階。（中学校）

- ⑩ 宇目緑豊小を大分県が進めている地域と連携したコミュニティースクールにしたいと思っている。
- ⑪ 女性とお母さんを動かしてキャンプにも一緒に家族で来られるような作り方。
- ⑫ B-1 グランプリで子どもが参加したことを参考に、商工祭に小中学校を入れて、子どもが参加できるもの。
- ⑬ 離合所があつたりする程度で、あまり広く開発すると自然がなくなってしまうのではないかなと思う。
- ⑭ 情報発信は、両県協議会の中でユネスコエコパークのホームページを立ち上げている。地域おこし協力隊が啓発活動等を行っている。
- ⑮ 地元の者としてユネスコエコパークになったこと自体、ピンと来ない。猟友会として宇目地域で鹿を2,000頭ぐらい駆除している。効果が上がっているが、自然との共生というので駆除するのはできなくなるかとか考える。
- ⑯ 地元は木浦だが、ユネスコエコパークに認定されて道や登山道やトイレとか、キャンプ場のトイレとかがよくなるのかなという気がする。子どもたちは自然が本当に好き。川とか山とか自然は本当に大切にしていかなければいけない。
- ⑰ 北川ダムの補助金等で切った後の風倒木をバイオマスということで運んでいるので、宇目地域に雨が降っても川に余り風倒木が流れてこないで堰をとめない。
- ⑱ 林業は景観的にはきれいに切ってまた植え付けて、手入れすればきれいになる。南田原の伝統芸能。舞う人がいなくて、4つの頭で舞っていたのが、今年は2つで舞っている。伝統芸能も維持をしていくのは大変。上津小野も同様。ほおずき、くり、ぶどう等あるが、農家の方も限界。人がいないので出荷を抑えるのが現状。

第2章 提言

第1節 ユネスコエコパーク全般についての提言

1. まえがき

先進地視察で共通して指摘されていた課題の第一は、ユネスコエコパークを推進する組織体制、特に執行部体制の問題であった。

南アルプスユネスコエコパーク全体の事務局を兼ねている南アルプス市の場合、わずか2人の職員で自治体内だけでなく、広域連携の取組も行っている実態が明らかになった。現地では、関係者間の日程調整をはじめとする運営の困難さとともに生態学や環境教育の専門職員がいないこともあり、発信、連携など取り組む課題をこなすためにも倍、つまり4人の職員は必要だと訴えていた。一方、綾ユネスコエコパークの綾町では、ユネスコエコパーク推進室長に加え、植物学の専門家や照葉樹林の専門家を含め合計7人の体制で取り組んでいるほか、各地区の公民館長、自然保護関連の法人などと連携して取り組んでいるとのことであった。文部科学省の聞き取りでは、ユネスコエコパークを担当している職員がユネスコエコパーク以外の仕事をしながら取り組んでいる自治体が多いこと、専門の部署を設けていても専門知識を持った職員がいないことが報告されていた。

先進地視察で指摘されていた二つ目の課題は、地元の住民への意識付けをどう進めるかであった。

南アルプス市では、市民にアンケート調査を行ったところ認知度は約40パーセントで、今後子どもたちの教育から始めないといけないとのことであった。登録から約40年が経過した「志賀高原ユネスコエコパーク」の山ノ内町やユネスコエコパーク先進地として世界的に有名になっている綾町でも、ユネスコエコパークの知名度は高いが、理解までは進んでいないとの認識であった。

3点目に共通して指摘されていた課題は、10年後の定期的検討に向けどうしていくかということであった。

南アルプス市では、ユネスコエコパークに求められることとして、科学的なデータの収集と公開、世界規模の取組の共有など5項目を挙げ、取り組んでいることが紹介された。綾町では、ユネスコへの報告が経済状況や自然保護、学術数など数値的なものが必要で「非常に大変である」とのことであった。

さらに文部科学省での研修で学んだことは、ユネスコエコパークの登録においては、国連の持続可能な開発目標（SDGs）を始め、MAB戦略やリマ行動計画などのユネスコの各種の指針、WNBRなどの世界的なネットワークなどへの参画といった世界的な視野を持つことの必要性である。

以上のように、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークにおいても同様のことが課題になると思われる。そこで、本研究会としてもユネスコエコパークの推進に関わる組織体制の課

題、地元住民への意識付けの課題、10年ごとの定期的検討に向けた課題についての提言を試みたい。なお、具体的な提案等については、第2節で触れることにする。

2. ユネスコエコパーク推進の組織体制について

前述したように推進体制の充実は大きな課題である。本市執行部は、ユネスコエコパークの推進に当たり、平成30年度から地域振興部に「エコパーク推進室」を設置し、課長、総括主幹、事務員の3人体制で宇目振興局にて業務を行っている。この間イベントが開かれているが、専門部署を設けたことで効果を発揮している。

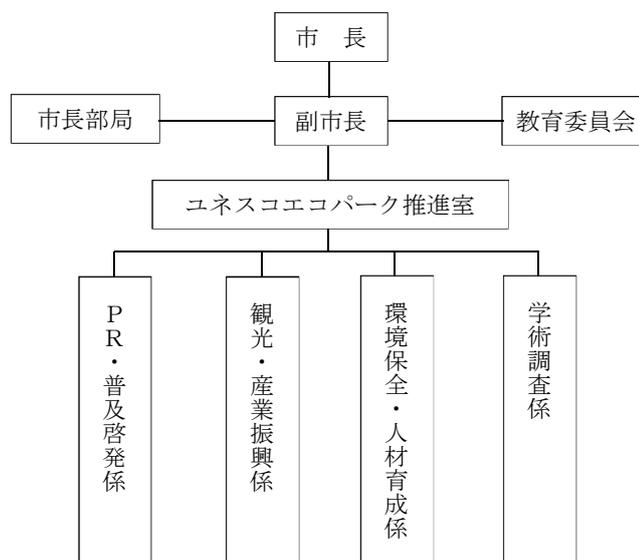
しかし、イベントの開催は、ユネスコエコパーク推進室でなくても可能なことであり、現に主催は他の団体が行い、推進室が事務局となっている例が見られる。これでは、観光課の別同部隊に過ぎず、本来の「ユネスコエコパーク推進」の専門部として業務を行うには厳しいのではなかろうか。

ユネスコエコパークには多くの取組、多くの課題があり、とりわけ10年後の定期的検討に向けて中期的、長期的な観点から取り組む必要がある。学術的、国際的（語学力を含めた）な専門職員の配置が不可欠であり、またイベント要員としてではなく、宇目地域の振興につながる農林水産分野の専門家などの職員の確保が必要である。また、ユネスコエコパークは、持続可能な開発のための教育（ESD）、ユネスコスクールとの連携が期待されていることから、市長部局と教育委員会との併任職員の配置も必要と思われる。

本研究会としては、ユネスコエコパーク推進室として、当面宇目振興局内で業務を行うことに異論はないし、今後も現地事務所は必要と思われる。しかし、これまで見てきたように祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの活動は、地域的にも内容的にも広範囲にわたるため、本庁を中心とした組織体制に移行していくのが必要であると考えられる。

※提案する組織図

各部局を横断して取組ができるよう市長部局、教育委員会から独立した組織とした。



3. 地元住民への意識付け

ユネスコエコパーク推進には、執行部の体制とともに地元住民の主体的な参加が欠かせない。第1章第7節の佐伯地域ユネスコエコパーク推進協議会との意見交換において、地元宇目緑豊小学校、宇目緑豊中学校では教育目標を実現する取組の一環として、ユネスコエコパークの取組を盛んに行っていること、番匠商工会を中心としたイベントの開催が多く組まれていること、本市広報誌をはじめ各種宣伝を実施していることなどから、宇目地域の住民に一定の浸透が図られているものと推察される。

エコパーク推進室では、地元住民アンケート調査を行う予定であると聞いており、その結果に注目したいと考えるが、現時点で地元住民への意識付けとしていくつか提案したい。

(1) 宇目地域の自然と環境、歴史、伝統的な産業、文化の掘り起こし

第1章では、「宇目地域の自然と環境、歴史、人口、産業、文化」として、宇目地域の紹介ともいえる節を設け、詳細な説明を行った。これは、ユネスコエコパークが生態系の保全と持続可能な利活用を目的としており、そのためには、宇目地域の概要を掴むことが必要だと考えたからである。地形や歴史、文化等佐伯市の中でも、他の旧市町村とは違うものがあり、この違いを生かすことがユネスコエコパークの推進につながると考える。

そこで、本研究会同様、本市執行部も宇目町誌を参考に自然環境、伝統的な産業など大学などの諸機関の協力を得て、研究を行い地域の掘り起こしにつなげるべきだと考える。本市は地域創生等の支援の一環として「佐伯創生推進総合対策事業」に取り組んでいるが、祭り等のイベントではなく、このような地域の掘り起こしに利用すべきだと考える。

(2) 宇目地域の特徴を生かした新しい産業の創出

宇目地域における気候の特徴は、夏雨量が多く、日中や夏冬の寒暖差が大きいことや高山を控え様々な気候帯の植生が育まれていることなど第1章第2節でも取り上げた。

現在、米を中心とした農業、花卉園芸、林業などが主要な産業であるが、さらに進めて様々な植生、様々な生態系を生かした様々な産業が起こすことはできないだろうか。また、宇目地域の自然、気候を生かした産業は、宇目地域の特色、ユネスコエコパークで求められる生態系の保存と地域住民による持続可能な利活用への道ではなかろうか。



(3) 学校教育への浸透

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会との意見交換でも小・中学校の校長先生からこもごも語られたが、ユネスコエコパークを地域のものにするには、学校教育現場の利用が重要になってくる。志賀高原ユネスコエコパークの山ノ内町では、全校がユネスコスクールに加盟しているほか、長年にわたる各種の取組で、子どもたちの成長、人材育成につながっていることを研修した。

宇目地域でも、ユネスコスクールへの加盟はもちろん、地域住民と協力して、小・中学校の活動の中に、宇目地域の自然環境、歴史、文化等を教材として多く取り入れていくことが求められる。

(4) 自治組織である「区」の再編

現在、佐伯市において地域住民を統括している組織は「区」が基本となっている。宇目地域の区は小字単位に 36 の区に分けられている。1 区当たり平均 74 人という小さな規模である。宇目地域には 9 つの大字があるが、歴史、地域性を考慮しつつ、上浦地域や米水津地域のように大字単位程度に再編し、ユネスコエコパークを推進する上でも一体的な取組ができるようにすべきではないかと考える。

4. 10 年ごとの定期的検討について

ユネスコエコパークの国際的な枠組みは、2015 年（平成 27 年）の国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）にある。また、ユネスコエコパークの登録要件は、MAB 戦略やリマ行動計画の一般的な基準であり、日本国内における審査基準は別途定められていることは第 1 章第 5 節で触れた。

この定期的検討がどこの登録地でも課題であることも明らかになった。また、10 年ごとの定期的検討について、文部科学省の担当者から「様式は第 1 部から第 3 部の構成になっており、申請書レベルの厚い報告書を出してもらおう」というほど大変な作業が待ち受けている。このための組織体制の充実には既に述べたとおりだが、各先進地とも学術的、数値的な把握については、大学機関や専門家の協力に負うことが多いことが明らかになった。本市執行部においても早急に大学や民間も含めた各種研究機関、各種専門家とのパイプを持ち、協力体制を築くことが必要となっている。ユネスコエコパークの登録地である各自治体同士は、協力関係にある一方で、協力機関の獲得に関しては競争相手でもあることを忘れてはならない。



第2節 個別的テーマに基づく提言

1. まえがき

序章第2節でも述べたように、調査・研究に当たっての基本点は、①ユネスコエコパークの特徴である核心地域、緩衝地域、移行地域の基本は守る。②宇目地域の人口増、所得増を目指すことを基本とする。③既存施策、概念に捕らわれず、宇目地域の将来を展望した壮大な夢・ロマンを描くことを基本とするという3点であった。前節のユネスコエコパーク全般についての提言に続き、この節では、個別的なテーマに沿って提言をまとめることにする。

2. 農林水産業を中心とした産業振興を図る

宇目地域は 266 平方キロメートルという広大な面積を誇る。この地域の魅力は何と言っても大自然であり、主な産業は農林水産業であることは今も昔も変わらない。地域を縦横に流れる河川を含め宇目地域の大自然を生かした農林水産業の振興はユネスコエコパークの理念と符合するものである。

(1) 農林水産物の新規開拓

ア 農薬に頼らない宇目ブランド米の確立

多くの生物を育む環境として、熱帯雨林・サンゴ礁と並び、「水田」が位置付けられる。どれも地球上から減少傾向にあるが、水田は「生産」と「生物多様性の問題」と「持続可能な農業」を同時に解決できる要素を持っている。田んぼの生き物調査によると 5,668 種の生き物が生態系を育てて、そんな多様性の中では、農薬も不要な持続可能な農業が本来は成立するとのことである。水田農業の歴史は長く、1 万年以上と言われる。農薬に頼らず、自然の力で作る試みを目指してはどうか。これからの地域の価値となり、生物と人の共生はユネスコエコパークの主旨でもある。

宇目地域は江戸時代 4,000 石と言われるほど稲作が盛んであった。現在でもヒノヒカリを中心に生産していると聞くと、大分県等と協力して無農薬の宇目地域のブランド米を生み出すことはできないか。

ブランド名は「ウメヒカリ」。

チャッチフレーズは、「宇目のうめえ（おいしい）米、ウメヒカリ」。



イ 気候の特徴を生かした農林水産物

(ア) 清流にふさわしいわさびの生産

宇目地域の寒暖差の激しい気候、風土にあった農産品の開発。宇目地域の良質の水を利用して「わさび」作りができないか。（寿司とのコラボレーション）

(イ) 生産品目の拡大

沖縄から北海道南部までの気候の垂直分布、さらには地球温暖化による気候変動も見据え、サトウキビ、パイナップル、バナナ、カカオ等の熱帯、亜熱帯地域のものからりんご、馬鈴薯、てんさい、ライ麦、小麦等の寒冷地のものまで市の援助で挑戦してみてもどうか。商品として販売ができる（独り立ち）までは、道の駅のレストラン、学校給食や加工食品に利用したりして一定の収入が得られるよう援助するのである。気象条件を調査して、小集落ごとに挑戦する品目を検討してはどうだろうか。

中小河川の多い宇目地域にあって、アユ、ヤマメ、ドジョウ等の淡水魚、モクズガニやスッポン等の淡水系の水産資源も狙い目である。

(2) 100年先を見据えた林業

ア モザイク林相*の実現

南アルプスユネスコエコパークの南アルプス市、志賀高原ユネスコエコパークの山ノ内町ともに広大な森林の多くが、公有林や入会林で占められ、無秩序な開発が行われないことが特徴であるとのことであった。宇目地域にも広大な森林が広がっているが、多くの公有林が存在している。現在、宇目地域に本所を構える佐伯広域森林組合では、100年以上先を見据え、計画的な伐採、計画的な植樹により山の荒廃を防いでいるが、公有林が多いという特徴を生かして、民間の林業関係者と力を合わせ、山と山の生態系を守る取組を通じて宇目地域に「モザイク林相」を実現する。

人工林の約6割が50年を越え、主伐期を迎え、今後、山の景色が変わってくると思われる。森林が生育期間に果たしてきた公益的機能が失われることが想像される。土壌保全、水源涵養、地球環境保全、生物多様性保全。林業の在り方によっては、宇目地域の自然環境が大きく悪化する可能性がある。私有林・公有林の分布図などを参考に、経済や木材需要を考慮しながら、可能な範囲で長期的な伐採計画を考える必要性を感じる。

※モザイク林相

宮崎県諸塚村は100年以上も前から、林業を中心としたまちづくり（林業立国）を打ち出し、取り組んできた。モザイク林相と呼ばれる諸塚村独特の山の景色は、落葉樹、照葉樹、杉や檜などがバランスよく植えられ、持続可能な林業を支えている。



イ 林道の整備と法面の保護

伐採された木材を運び出すための林道、作業道の整備は不可欠である。現在国・県の補助事業として林道整備を進めているが、予算面でなかなか進まないのが現状である。また、林道の性格上風水害等の災害に弱く、頻繁に路面や法面が崩壊し、補修をしているのが現状である。

そこで、林道整備の予算を増額し、その増額分はユネスコエコパークのエリア内に優先的に配分する。また、林道整備においては、両側5メートルの樹木を伐採することになっているが、さらに外側5メートルには、桜や紅葉等の観賞用樹木或いは照葉樹林の植林を義務付け、法面の保護と景観保存を兼ねさらには観光客等の増加につながるようにする。

ウ 佐伯産材を使った住宅リフォーム制度等

(ア) 既存住宅のリフォーム

本市では、佐伯市産材を使った新築及びリフォームに補助制度を設けている。この制度の継続及び充実を図るとともに、リフォームについては、台所、浴室等材木を使用しないリフォームにも助成をし、地域の経済循環に貢献する。



(イ) Uターン、Iターン等移住者向け住宅の整備

宇目地域には多くの空き家が存在している。所有者等から市営住宅として借り上げ、移住者、子育て世代等に向けにリフォームし、家賃を徴収する。

以前、政策研究会が視察した愛知県設楽町では、「賃貸後譲渡型住宅」※や「若者定住賃貸住宅」※の整備を行い、人口の社会減を抑制する効果を発揮している。

※賃貸後譲渡型住宅

地元で土地、入居者を探し、住宅建築時に自治体が建築費を補助し、家賃として徴収（設楽町の場合 30,000 円）。一定期間払ったら入居者に譲渡するという制度。設楽町では家賃にも 12,000 円の補助をしているため、実質 18,000 円の家賃で暮らせる。入居者は、消防団や地域コミュニティで活躍してくれる人を想定しているとのこと。

※若者定住賃貸住宅

設楽町では、40歳未満の若者を対象に住宅を整備し、低家賃で提供している。病院や介護施設で働く人を対象にしている。

エ 植林などを通じた林業活動

産業観光に注目が集まっている。林業従事者にとって当たり前の作業も、未体験者

にとって、林業体験の場は貴重な機会である。見学や体験を通じ、宇目地域への来訪を増やす。

(3) 既存農林水産物の活用

ア 季節ごとの農産物イベント

宇目地域を代表するいくつかの農産物を使い、その収穫時期にイベントを開催し認知度を高めていく。

春：いちご、スイートピーなど

夏：ほおずき、ナスなど

秋：栗など

冬：椎茸など



その際、ユネスコエコパークに登録された、清流の里宇目で育てられた作物であるということを前面に打ち出しPRする。

特に、特用林産物である椎茸は、宇目地域が人工栽培技術発祥の地であることを打ち出し、開発した「松下源兵衛」氏の功績をしっかりと深掘りしてプロモーションに活用し、また、日本一とされる「農林水産大臣賞」経験者3人から生産者の声を聞き、作り手の顔が見える農産物として、消費拡大につなげるべきである。さらには、そのような椎茸栽培の聖地での駒打ち体験等や、収穫時期の椎茸狩りイベントを通知して、再度宇目地域に来ていただくようにする。

駒打ち体験等をさせ、収穫時期には椎茸狩りイベントの通知をして、「また宇目地域に来たい」という取組にする。

イ 花卉農家（ほおずき・スイートピー・アルストロメリア等）

(ア) 出荷作業体験

産業観光に注目が集まっている。どのように花が出荷されるのかを「体験」してもらおう取組を進める。

(イ) 未利用資源の活用

ユネスコエコパークの認定を、生産地としての価値向上につなげるため、商品としては利用できないこれまで処分をしていた未利用資源を活用する。アイデアを小中学生にも募る。「スイートピーのひな人形」や「ほおずきツリー」などに次ぐ、新たな活用等である。藤河内湯一とびあ、または市内宿泊施設の湯船に花を浮かべる等、活用を図り、宣伝につなげる。



ウ ヤマメの養殖

内水面に関しては、現在もヤマメの養殖をしていると聞くが、規模を拡大し清流で育った川魚をPRし、訪れる人にユネスコヤマメ等の川魚を味わってもらえるよう

な施設も作る。

3. 食を含めた観光資源の発掘を図る

近年の観光は、景色や観光施設を見学する物見遊山的なものから、「体験ツアーによる地域の住民との触れ合い」、「地元の食材を使った地元の料理を楽しむ」など疑似生活体験を求める傾向にある。このため、ユネスコエコパーク登録地として、生物多様性を保全しつつ、天然資源の持続可能な利用による観光開発とともに、地元の食材、郷土料理の発掘を進める。

(1) 新たな観光資源の発掘

ア 藤河内溪谷を年間通して利用できる観光地に

藤河内溪谷の様々な風景は四季を通じて人の心を魅了する。春は新緑、夏は涼を求める最適な避暑地として、秋は色鮮やかな紅葉狩り、冬は大空に広がる星座の観測などのツアーを組み魅力を発信する。

イ キャンプ場関係の一大発信基地に

(ア) 道の駅宇目とうめキャンプ村の統合

現在、道の駅宇目とは別に指定管理者が管理・運営している「うめキャンプ村」を道の駅うめと統合するなどして、市内全域のキャンプ場の予約、料金徴収、情報発信等を一元的に管理する。アウトドアメーカー等とタイアップし、キャンプ用品の販売やレンタル事業を充実させ、県内あるいは九州管内でもトップクラスの一大キャンプ場発信基地として位置付ける。

(イ) 既存キャンプ場の活用

宇目地域の3か所のキャンプ場を、子どもたちが身近な大自然の中で遊ぶことを目的に「子どもユネスコエコパーク探検隊」を結成し、夏休みは子どもの自由研究を兼ねた家族向けのキャンプ、また、スポーツ少年団などが親睦を図ることを目的としたキャンプファイヤーなどで自然と触れ合う。

ウ 宇目地域の文化財及び史跡の活用

(ア) 重岡キリシタン墓

2018年（平成30年）6月30日、中東バーレーンで開催された国連教育科学文化機関第42回世界遺産委員会で長崎県・熊本県の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産への登録が決定され、キリシタン文化や遺産について、一気に注目されはじめた。

宇目地域に多く存在する文化財の中から重岡キリシタン墓^{*}の周辺に駐車場や案内看板などを整備し、観光資源としての活用を図る。

※重岡キリシタン墓

凝灰岩質の平型の伏墓で、長さ 180 センチメートル、幅 86 センチメートル、高さは軸部で 27 センチメートル、両端は 22 センチメートルという巨大な墓。上面の後部より日輪十字章を平彫りし正面軸部に「るいさ」という教名を、その左右に元和 5 年 5 月 12 日という没年月日を薄く薬研彫している。



(公社) ツーリズムおおいた
ホームページより

伏せ碑型キリシタン墓碑の分布は島原半島に集中し、140 基ほど知られている。これら島原半島のキリシタン墓碑を基準にして「るいさ」墓碑を検証すると意外な史事実が判明する。それは、造形が正確精密であるとともに、大きさが桁違いに突出していることである。島原半島のその平均的長さは 91 センチメートルであるのに対し「るいさ」墓碑はその二倍である。島原で最大の伏せ碑型墓碑 129 センチメートルよりも 60 センチも長い超特大と言える存在である。

(イ) 木浦鉦山跡地の活用

木浦鉦山跡地は、坑道の崩壊等で現状では活用が困難と思われる。しかし、宇目地域の歴史、史跡を観光資源として考えた場合、木浦鉦山跡の活用は必要不可欠である。そこで、跡地の現況調査を行い、整備次第で活用が可能であれば、鉦山への入場及び試掘、坑員体験などともに、鉦山資料館の整備を行う。展示内容は、木浦地区ふれあい施設内にある採石類をはじめ、鉦山稼働時の道具や生活用品等の展示、宇目の唄げんかの上映や実演など工夫する。

(ウ) 廃墟・鉦山巡り

木浦の山奥、べにがら谷の奥に「木浦小学校の傾山分校跡」や、林業従事者を中心とした生活の跡や石垣が残っている。そのような廃墟を探訪することを好むマニアや、また「千人間歩」、「女郎墓」などの鉦山にまつわる歴史マニアに向けた歴史の説明パンフレット、マップ、注意点などを用意する。

(エ) 宇目地域らしい景観の掘り起こし

農林業を中心に営まれてきた日常風景には価値がある。人々の生活の積み重ねである宇目地域らしい景観、例えば、重岡のような水田や小川、路地にある石像、丘の上の長昌寺。これらは昔ながらの里山の風景そのものである。これまで観光紹介されてこなかった山間部ののどかな日常の風景を、宇目の魅力として掘り起こしていく。

(2) 地元の食材、旬の食材の活用

ア グリーンツーリズム※の展開

前述したように、地域住民と触れ合うことは国内だけでなく、インバウンド観光で

も重要な位置を占めるようになってきている。グリーンツーリズムとして展開されているこの観光は、宇目地域の日常生活とそこに住む人々との交流を図ることで、ユネスコエコパークへの理解とともに、地域住民の所得向上、農林水産業の振興につながる。

そこで、①農家民泊など宿泊施設の整備、②地元の食材、旬の食材を使ったメニューの開発、提供、③企画ツアーとの連携によりグリーンツーリズムの定着を図る。

※グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動を指す。滞在の期間は、日帰りの場合から、長期的又は定期的・反復的な（宿泊・滞在を伴う）場合まで様々。（農水省ホームページより）

イ 地元食材を使った新規メニューの開発

道の駅宇目を拠点にJA（農業協同組合）や地域住民と連携し、地元産の食材を生かした新規メニューを開発する。また、地域の飲食店、商店にも協力を求め、それぞれの特徴を生かしたPRとともに地域が一体となった食の提供を実現する。

ウ 郷土料理の提供

鹿児島県霧島市では、家庭料理を披露するイベントが毎年開かれ、郷土料理を味わい、次世代に引き継ぐ機会として地元の人たちに人気を博している。宇目地域でも地元の食材を使った家庭料理、郷土料理の調査、発掘を行い、各種イベントや宿泊施設、飲食施設でのおもてなしを進める。

エ ジビエ料理

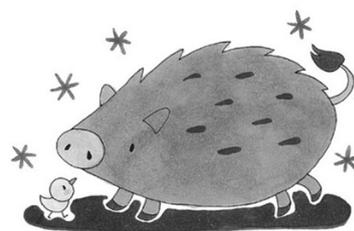
（ア） 新規メニューの開発

いのしし、鹿等による農産物の被害から全国的にジビエ料理を活用した地域おこしが活発になっている。東京では「アナグマ」や「たぬき」などの料理を提供する飲食店がオープンし、人気となっていると聞く。宇目地域でも古くから地元料理店で、いのしし・鹿肉の購入や食事を取ることができるが、今後、生態系保存及び利活用の観点から新しいジビエメニューを開発する。

（イ） イベント等でのジビエ料理の提供

新規メニューを開発しつつ、祭り等の行事でジビエ料理を提供する企画を増やしていく。

また、大鍋を使ったイベント等を開催し、宇目地域の生態系や生物圏保全への関心を高めるとともに、市内外からの訪問客増加につなげる。



オ 宿泊施設の整備

現在、宇目地域にはキャンプ場を除き、民宿等の宿泊施設はごくわずかと思われる。

ユネスコエコパークの推進による観光客の増加を目指すには、宿泊施設の整備は欠かせない。そこで、農家民泊としてのリフォーム、空き家のリフォーム等により宿泊施設を整備する。また、そのための助成制度を創設する。

(3) 観光コース（モデルコース、周遊コース）の創設

ア モデルコース・周遊コースの創設

広い宇目地域の観光にはモデルコース及び周遊コースが必要である。旅行会社等が採用できるような企画を立てる。

(ア) 公共交通機関の利用

a 飛行機

大分空港や福岡空港など飛行機を利用した場合のコース

例：宇目ユネスコエコパーク体験ツアー（2泊3日コース）

大分空港～（高速バス）～佐伯コスモタウン～レンタカー（木浦、小野市及び千束の民宿または農家に宿泊）～（高速バス）～大分空港

b 電車

JR九州を利用した場合のコース

例：宇目ユネスコエコパークうまいもんツアー（日帰りコース）

博多駅～佐伯駅～宇目ユネスコエコパーク周遊バス（宇目の新鮮な野菜等を使った昼食やお土産有り）～佐伯駅～博多駅

(イ) 自家用車の利用

a 自動車

東九州自動車道や一般道路を利用した場合のコース

b その他

フェリーやレンタカーを利用した場合のコース

イ 企画ツアーの創設

(ア) 郷土芸能・神楽ツアー

300年以上伝承されている郷土芸能を地元の人だけではなく、市内外に広く知ってもらうため、祭典の時期を中心にツアーを組み、人を呼び込む。

(イ) 祖母・傾山系縦走ツアー

昨今の中高年を中心とした山岳ブームは、全国的に広がっている。祖母・傾は上級者向けにはなるが、人気の山であるので、登山ガイドを養成するなどしてツアーを企画する。

(ウ) 藤河内溪谷トレッキングツアー

このツアーは現在でも行われているが、比較的若者向けとなっている。中高年向けや家族向けなど幅広い参加ができるツアーを企画する。

(エ) 歴史探訪ツアー

駅家時代から続く小野市、重岡キリシタン墓、木浦鉦山跡、朝日嶽城等の城跡、西南戦争遺跡など宇目地域には魅力的な史跡が残されている。活用できる史跡は整備し、地元の協力を得ながらモデルコース、周遊コースの中に入れ込んでいく。

(オ) 北川ダム鑑賞トレッキングツアー

ダム湖百選のひとつ北川ダムを上から見るだけでなく、下から見上げるために下流からダムの足元まで歩いていくトレッキングツアーを企画する。北川ダム事務所の協力が得られれば、ツアーに合わせ放水を行う。安全に見学できるポイントも確認する。

また、ダム湖内の2つの石橋、「旧時間橋」と「旧田代橋」を見るために一部ボートも利用するトレッキングツアーを企画する。

ウ 観光ガイドの養成

現在、城山周辺を中心に「さいき観光ガイドの会」がボランティアガイドを実施している。ユネスコエコパーク全体をガイドする観光ガイド、宇目地域の歴史や文化、教育を語るガイド、自然環境・動植物などを語るガイドなど幅広いガイドを養成し、ユネスコエコパークの普及に努める。

エ 宿泊施設の整備

宇目地域の良さを満喫してもらうには、宿泊を兼ねてもらふ事を前提に、キャンプ場の利用促進を促す。同時に地域の空き家などを利用し民泊施設を整備する。

(4) 索道やトロッコを利用した観光施設整備

ア 索道（ロープウェイ・リフト）

一昔前までは林業現場では、伐採した木材の搬出は索道やトロッコ列車を利用していた。観光用の索道、この場合「リフト」であるが、観光客用あるいは子どもたちの冒険用として活用できるものはないか発掘する。例えば、中岳川に沿って軌道敷や岩をくりぬいたトンネルが残っている。これをトレッキングコースとして活用する。

イ トロッコ列車

宇目地域の過去の写真を見ると、林業用にトロッコ列車を走らせていたと思われる。観光用に復活することができれば、林業振興と連携した取組につながる。

4. 教育資源、人的資源を創造する

(1) 地域の人材を発掘する

持続可能な開発目標（SDGs）達成には、それを遂行する人材資源の確保が不可欠である。人口減少が続く中、地域の人材を新たに発掘し、ユネスコエコパークの活動に参加してもらうことが急がれる。

ア 地域資源の洗い直し

宇目地域では、高齢化と人口減少で地域の歴史を知るものが少なくなり、文化や行事等の継承が困難になる事態が生まれている。一方で、戦後のいわゆる団塊の世代が定年退職を迎えたことや親の介護等で帰郷している人も多くなっている。この多くは60代、70代で「故郷のために働きたいが何をしたいのかわからない」、「地域との接し方がわからない」などの声を聞く。そこで、こうした人々に呼びかけ、ハード面、ソフト面にわたる地域資源の発掘、資料の収集、伝統文化等の伝承者や文化人類学につながる遺産の洗い出しなどの協力を仰ぐ。

イ 人材登録制度の創設

前項の取組と合わせ、地域の様々な課題に取り組むために「宇目版人材登録制度」を設け、歴史・文化の継承への取組、学校教育への協力、里道や河川清掃等の地域貢献、産業おこしなど幅広い地域要求に応えることができる住民を登録してもらい、課題の解決に当たってもらうことで、新たな人材の発掘につなげる。

(2) 次世代を担う学校教育への継続的な取組

持続可能な地域を作るためには、次の時代を担う世代の成長が不可欠である。教育現場でユネスコエコパークの理念を継続的に学び、持続可能な地域づくりに貢献してもらう必要がある。

ア 持続可能な開発のための教育（ESD※）の実施

志賀高原ユネスコエコパークの山ノ内町では、全校がユネスコスクールに加盟し、ESDの実践に取り組んでいる。閉鎖したスキー場の森林再生を目的とした植樹活動や環境保全活動に取り組み、学習の成果として発表したり、交流したりしている。

宇目地域においても森林組合や商工会など諸団体と協力し、照葉樹林の植樹活動、くりや椎茸など特産品の栽培、生物多様性を意識した環境保全活動などに取り組み、ESDを実践する。

※ESD

持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）とは、持続可能な社会を構築する担い手を育むための教育のことで、①人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと、②他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むことという2つの観点が必要とされている。ESDは、持続可能な開発目標（SDGs）の「4. 教育」の中に位置付けられている。

イ ユネスコスクールの登録

ユネスコスクールは、ユネスコ憲章※に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を实践する学校をと位置付けられている。第1章第7節の佐伯地域ユネスコエコパーク推進協議会との意見交換で報告があったように、既に宇目緑豊中学校ではユネスコスクールの登録に向け、プロジェクトチームを立ち上げたとのことだ



が、佐伯市教育委員会としても、宇目緑豊小学校を含め円滑にユネスコスクールの登録ができるよう援助する。また、登録後の継続した活動が重要になるので、登録先進地の情報共有、ユネスコスクール間の情報交換や交流の促進などの支援を行う。

※ユネスコ憲章

ユネスコ憲章の第1条目的及び任務の第1項にユネスコの目的が書かれている。「この機関の目的は、国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言葉又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することである」

ウ 体験プログラムの構築

宇目緑豊小学校及び宇目緑豊中学校の学習の一環として、地域資源の体験プログラムを構築して定着させるとともに、市内各校への普及促進を行い、佐伯市全域にユネスコエコパークの理念、活動を広める。

エ 教育系大学との連携

ユネスコエコパークの登録先進地を見ると、生物学的、学術的な大学との連携が多いと思われる。本市でもこの分野での連携が不可欠であるが、教育学部など教育系の大学と連携し、ユネスコエコパークを題材とした教育プログラムの開発を行い、特色ある学校運営を目指す。

(3) 社会教育活動の場として

ア ボランティア活動を通じた教育

最近、就職活動の場においてボランティア活動の実績が評価されると聞く。持続可能な社会を目指すユネスコエコパークの活動は、ボランティア活動につながる要素を持っている。例えば、環境保護活動として、高校生へ参加を呼びかけ、森林整備や河川清掃、イベントや祭り等を通じた地域住民との交流などを行う。

イ 地域のリーダーの養成

地域の人材発掘にも通じるが、ボランティア活動のリーダーとして活躍してもらう人材を育てるための指導を行う。

ウ 子どもたちの交流

市内全ての学校を対象に藤河内溪谷等のキャンプ場を利用して、宿泊体験を行い、宇目地域の自然を身近に感じてもらう。また、豊後大野市、竹田市及び宮崎県内のユネスコエコパークエリア内の関係学校等との交流も定期的に行う。



エ 子育て世代へのアプローチ

子育て世代に対しても宇目地域の魅力発信を積極的に行い、親子参加のトレッキングツアーやキャンプ体験ツアーなど単なる観光ではなく社会教育の場としての活用を呼び掛ける。

(4) 大学機関の誘致

ア 「ユネスコエコパーク」の授業科目の創設

金沢大学では、ユネスコジオパークとエコパークという科目が2018年(平成30年)に開設されたと聞く。県内では、立命館アジア太平洋大学(APU)には、アジア太平洋学部で観光学を学ぶカリキュラムがある。この中に「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」に関連する教科を創設する。

イ ユネスコエコパーク分校の設置

県内外の大学機関に呼びかけ、宇目地域をユネスコエコパークの理念や活動を学ぶ場として提供する。さらに「〇〇大学宇目分校」を設置して、学術的、数値的な協力機関として提携するとともに、学生、教職員の移住、定住による社会人口の増加を図る。

5. 自然環境の持続的な保全・活用と整備を図る

(1) 調査研究による保全機能の充実

第1章第2節1(5)と(6)で紹介したように宇目地域には、多様な動植物が存在する。10年ごとの定期的検討に向け、モニタリング調査や各種保護・保全活動を継続するとともに、組織的な調査研究を行い、得られた知見を基に、法令による保護措置や適切な保全活動等、保全機能の充実を図る。研究発表の場は宇目地域に限定せず、広く周知できる場を選択することも考慮し、ユネスコエコパークという世界基準の自然を有することの市民の認識を広げる。

(2) 貴重な生態系の保護

ア 幅広く生態系を保護する

ニホンカモシカをはじめ、貴重な動植物について、生息調査を含め積極的な保護を図る。また、日本の幅広い植生と豊かな動植物相をもつ多様な生物種の宝庫である根

拠として、一部の紹介でなく、できる限りたくさんの方の生物の紹介ができるような取り組みは必須である。生息地域及び写真などの掲示を、大学生や小中高生と一緒に進める。

イ 保全の方法

かつて宇目地域には、ツキノワグマやかわうそが生息していた。人間の活動領域の拡大に伴い絶滅したと考えられる。核心地域近くまで森林伐採が進んでいる現状の中で、生物圏の保全と持続可能な利活用を求めるユネスコエコパークの取組は、生態系の保全に特別な神経を使う必要がある。国の天然記念物であるカモシカやヤマネはもちろん、宇目地域に生息する動植物について、絶滅危惧種の指定の有無等、保全すべき動植物の一覧表を作成するとともに、住民に観察調査や保護の方法を周知するパンフレットを作成するなどして地域全体で保全に努める。また、「佐伯市指定貴重野生動植物」（仮称）とすべき動植物はないのかを検討する。

ウ 企業の協力を得る

SDGs をビジネスチャンスとして捉えた企業が注目を浴び、環境や社会に配慮した優良企業というイメージアップにつながる事例も生まれている。企業が良質の投資（ESG投資※）を受けるためにも、SDGs の達成への貢献が重要になりつつある。経団連では、2017年（平成29年）11月8日、「企業行動憲章」にSDGs の理念を取り入れ、7年ぶりに改定した。本市においても、綾町のイオン環境財団との連携協定に倣い、企業や環境財団との連携し、ユネスコエコパークの取組に広がりを持たせたい。

※ESG投資（Environment、Social、Governance）

環境、社会、企業統治に配慮している企業を重視・選別して行う投資。国際連合が2006年（平成18年）に投資家にとるべき行動として「責任投資原則」を打ち出し、ESGの観点を考慮して投資することを提唱したため、企業の投資価値を測る新しい評価項目として関心を集めるようになった。

（3）森林植生の保全

ア 有害鳥獣対策の推進

適正生息数を超えたニホンジカ等の野生鳥獣による自然植生等への被害対策として、捕獲等による適正生息数への誘導や防護柵・電気柵等の設置により森林植生を保全する一方、地域内の関係機関で情報交換を行い、対策強化を図る。

イ 広葉樹林帯の拡大

緩衝地域に隣接する移行地域において、杉等の用材林の伐採後、現地状況を勘案しながら、広葉樹の植栽により広葉樹林帯の拡大を図る。

(4) 生物環境の保全

ア ビオトープの整備

ビオトープ（自然観察水路）を整備し、小中学生を中心に自然の大切さや生物多様性について、自然体験活動を通じて、環境教育を推進する場を提供する。

イ 生息環境の確保

一般的なコンクリートブロック積の護岸から、自然石を利用した護岸整備等に変更することにより、魚類等の生息環境を確保し、生息数の拡大を図る。

ウ 外来種の減少対策

北川ダムに生息するブラックバスやブルーギル等をはじめ、外来種を駆除することにより在来種の保護を図る。



(5) 環境美化の推進

ア 景観を守るポイ捨て対策の強化

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの推進に伴い、入り込み客が増えるとどこの観光地でも頭を悩ませているのが、食べかすやレジ袋等のゴミの散乱、道路沿線のポイ捨ての増加である。ゴミ箱や注意看板設置等により対策を図っているが、うまくいかない場合も多い。

具体的な対策として、ポイ捨てされそうな場所を抽出し、「お地蔵さん」を鎮座させてはどうか。お地蔵さんがあると不法行為への悔恨からかポイ捨てをためらうと言われている。この場合、ポイ捨て対策を強調せず、宇目地域の景色の良い場所 88 か所を選び、「宇目地域景観 88 選」として観光場所のPRとして行う。



イ 河川美化の推進

河川の除草作業等について、行政と住民が協働し、次世代へ貴重な自然環境を引き継いでいく。

(6) さとやま公園の再生

さとやま公園については、動植物の生態系維持、種の保存のための場として整備する。県内外の動植物の研究機関に呼び掛け、場所の提供、施設の整備を提案し、小動物、植物等の研究センターとして誘致する。誘致後は、一般市民にも開放してもらい、「ミニ動物園」、「ふれあい動物園」、「ミニ植物園」などとして利用する。

6. 施設整備、交通体系の整備を図る

(1) 既存施設の整備と活用について

ア 藤河内溪谷、藤河内湯一とびあ、藤河内溪谷キャンプ場

ユネスコエコパークの認定により、佐伯市、豊後大野市、竹田市の3市で国の自然環境整備交付金（補助率 45 パーセント）と県の森林環境税（補助率 22.5 パーセント）を活用して、ユネスコエコパークエリア内の施設整備を行うことになった。佐伯市では、藤河内溪谷キャンプ場の遊歩道、バンガロー及び公衆トイレの改修、整備を計画している。（平成 29 年度から平成 31 年度まで）

(ア) 交通安全対策

藤河内溪谷への道筋は、幅が狭く離合するのも危険が伴う場所が多い。そこで安全対策として、「離合場所の増設」及び「離合場所を予告する表示の設置」、「法面の整備」、「ガードレール及びカーブミラーの増設」等を行う。伐採作業を終えた場所等のスペースは離合場所として有効利用する。なお、魅力である眺望等の自然景観を保護する観点から、ガードレール等の工作物は、安全性が確保されていれば設置しない。

(イ) 注意喚起

a 車酔い対策

藤河内溪谷までは道が蛇行しており、乗り物酔いをする可能性がある。車酔いに弱い方への事前の周知、酔い止め薬及びエチケット袋の用意を勧める。

b 害虫対策

季節によって、ヤマビルやスズメバチが発生するため、生き物の習性や服装の対策、虫除けスプレーの用意を勧める。

c 登山の心得

登山のための基本知識を、道の駅宇目などで説明書または説明員から、いつでも事前に得ることができる体制を作る。現地のトイレの有無や、携帯トイレの紹介も行う。携帯電話が原則通じないことも事前通知する。

d 災害時マニュアル

豪雨、大震災等で道が寸断された場合の迂回路や避難場所の設定と周知を行う。

(ウ) 公衆トイレ

トイレ清掃を担当する指定管理者には、相当する費用を予算として十分に計上する。また、夏場やイベント前には、必ずトイレの状況を確認し、美化に努める。トイレ設備充実、清掃が行き届いているかどうかは佐伯市のユネスコエコパークにかける思いを映すものであり、来訪者の印象を左右するものである。

(エ) パワースポットとしての展開

藤河内溪谷を「キャニオニング」だけでなく、「ヨガ」や「瞑想」などによる

癒しの聖地、日本版セドナ*を目指す。千枚平などの「藤河内溪谷八景」や「観音滝」の水を感じられる岩の上でヨガ等を行う。発信力のある山ガールや若い女性層を意識したおしゃれで神秘的なパワースポットとしての溪谷を演出する。

※セドナ

アメリカ南西部、アリゾナ州中北部にセドナはあり、アリゾナ州都フェニックスからは北に2時間、グランドキャニオンからは南に2時間のところに位置している。もともと、ネイティブアメリカンが神に祈りを捧げる神聖な場所として扱われてきた場所である。現在は、神秘的な力にインスピレーションを受けた人々によるパワースポット巡りや、ヨガや瞑想によって、日常のストレスや人生の悩みを抱える癒しの聖地となっている。

(オ) 案内板等の整備

観音滝までのコース上に、案内板や標識を整備する。現状、簡易なもので対応しているが、景観に配慮した意匠とし、丈夫なものを常設する。また、海外からの藤河内溪谷への来訪者も想定し、外国語表記及び文字を使用しないマークでの表記なども考慮する。また、観音滝コースへの入口に設置された案内板には、所要時間「1時間」とあるが、人数や足元の状況によっては所要時間が延びる可能性があり、所要時間の変更や注意を促す看板の設置など対策を取る。

(カ) 藤河内湯一とびあ周辺の活用

これまで藤河内溪谷といえば、千枚平から思い出橋にかけての上流エリアが中心であった。今後は、藤河内湯一とびあ周辺エリアの活用を図り、魅力の幅を広げる。

a 水遊びの提案

「藤河内湯一とびあ」は、藤河内溪谷に隣接する。入浴だけでなく、隣接の川でのスタンドアップパドル等の様々な水遊びや、溪谷を探検する等のアクティビティは、温浴施設との相乗効果を生みやすい。キャニオニング以外の体験型の観光につながるように、藤河内溪谷下流を活用する。遊歩道の整備も必要である。

b Wi-Fiの整備

藤河内湯一とびあに、無料のWi-Fi環境を整備する。SNSによる情報発信はマスコミ以上の宣伝効果が発揮することもある。また、近年は情報の鮮度が非常に重要であり、感動の冷めないうちに、自発的なSNSへの投稿を妨げないようにする。

c 藤河内湯一とびあ周辺のPR

千枚平周辺の上流に比べて、「藤河内湯一とびあ」周辺は魅力が分かりづらい。宣伝材料用写真を用意し、さらに周辺の岩や滝に、名称が無ければ名前を付け、伝わりやすくする。

(キ) 藤河内溪谷キャンプ場

藤河内溪谷に求められているのは、自然が体感できることである。キャンプ場は将来的にはバンガローを廃止し、各自が用意してきたテントを使用し、自然を満喫できる場所にする。ただし、最低限の飲料用水道と水洗トイレの整備は必要である。

イ 柳瀬農村体験モデル施設「うめの里 陶芸工房」

(ア) 情報発信

a 施設紹介の見直し

ホームページ、パンフレット等を見直す。ホームページは、佐伯市観光協会の観光大百科によるもののみで、新規情報の更新もなく、圧倒的な情報発信不足である。各種作業の様子、陶芸作品紹介などを積極的に情報発信する。



b 道の駅字目との連携

道の駅字目で、施設を案内する。宇目地域に訪れる目的が見えにくいのが現状であるが、目的の一つとしての「陶芸」を確立する。



c 焼き物の対応

焼き物は、後日送れることをしっかり告知する。費用についても、明確に提示する。発送の際には、お礼状やイベントのお知らせ等を同封する。

(イ) 作業を通じた交流促進

a 農業体験

「チューリップ」の球根植え・祭り・球根掘り上げの一連の作業だけでなく、「水田」での田植や稲刈りを体験型観光として確立する。

b 募集範囲の広域化

各種農村体験は地元の住民だけではなく、市外や県外からの参加を広く募る。都市部の住人ほど、農村での体験は貴重である。

(ウ) 喫茶店機能

のどかな風景を生かした休憩スポットとして活用する。陶芸作品を利用し、コーヒーやお茶を提供できる施設とする。ガーデンパラソルなどを数台設置するなどの雰囲気作りをする。

ウ 道の駅字目・農林産物直売所

(ア) 道の駅*宇目のあるべき姿

佐伯市の道の駅では、ここ数年経営が厳しい状況が続いているため、民間企業

を含めた「公募」を行い、2019年度から新たな指定管理者が運営を行うことになっている。道の駅宇目については、株式会社マルミヤストアが指定管理者としてスタートする。道の駅宇目は祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの拠点施設でもあり、宇目地域の顔でもある。指定管理者とも協力して、周辺施設も含めたハード面での施設整備、メニュー等のソフト面での改善を通じて、拠点施設としての位置づけを明確にする。

※道の駅宇目

道の駅は、国土交通省と自治体との共同事業として、平成5年からスタート。駐車場、トイレ等の「休憩機能」、道路、観光情報等の「情報提供機能」、地域振興施設の「地域連携機能」の3つの機能に加え、農産物直売所の「地域産業機能」に「防災機能」も加わり、年々進化している。



(イ) 施設の改善

道の駅宇目について、本研究会ではこれまで2回の視察を行い、直ちに改善が必要なものについては、執行部に要望し改善させてきた。2019年度から市の資本が入らない指定管理者による管理・運営に変わることになっている。本提言は指定管理者の変更前にまとめたものであり、あくまで執行部への提言であるので、新たな指定管理者に対し改善を求めるものではないことを前提に提言する。

a エントランス及び通路の改善

エントランスから食堂にかけて、通路や窓にパネルやチラシが雑多に配置され、空間を生かしきれていない印象がある。チラシを整理し、パネルを外すなど外の景色が楽しめるように改善する。

b 食堂ホール周辺の改善

「食堂ホール」木調のドーム型空間は、高級感があり様々な演出が可能。音楽イベントの開催や、宇目の唄げんかや千束楽などの衣装を着るなど工夫をする。

窓に大きな看板が立てかけられており、景観を塞いでいるので移動する。外の植栽を剪定し、雑草も取り、北川ダムの景観を楽しめるようにする。また、テラスを使用できるようにする。

食堂の奥が物置として使用されている。人目に触れる場所は物置として利用しない。

c メニューの改善

全体的に、メニュー構成やボリュームに対する意見が多い。一般的な観光客、地元の人、通りがかりの運転手などどのような客を対象にするのか、健康を考え

たメニューにするのか、ボリュームを求めるのかなどメニューの内容、量など工夫が必要。また、どこで採れた野菜、肉なのか、どのように処理しているのかなど、地元宇目地域と関連するメニューを開発し、道の駅ならではの特徴を打ち出す。

d 看板の配慮

エントランス外にある大型看板が、北川ダム方向の景観を塞いでいる。唐揚げ屋の前の看板も紅葉する木を隠している。看板は、景観を悪化させることを認識して設置する。

e 森林セラピー体験

綾町では、雨天時に登山が困難な方でも楽しめる体験として、緑を眺めながらの森林セラピーが行われている。宇目地域でも専門知識を有する人の指導の下でできるようにする。

f フォトコンテストの開催

道の駅宇目は、ユネスコエコパークを推進する上での拠点である。ここで宇目エリアの隠れた名所や地元の人では気づけない魅力的な風景をフォトコンテストとして実施し、地域の価値の向上を狙う。また、優秀作品の展示は宇目地域、あるいは佐伯市に限らず、多くの目に触れるようにする。

(ウ) 運営

a 営業時間の延長

夏の繁忙期や行事などに合わせて、夜間の延長営業を行う。

b 夜中心の道の駅

東日本九州自動車道の開通を受けて、宇目地域の交通量は減少した。近隣の競合施設である道の駅「北川はゆま」等が営業をしていない夜間みの営業をする夜の道の駅として、特に交通量の少ない平日に実験をする。実験は半年間など、ある程度の期間をかけて行う。

また、夜の雰囲気の良いレストランとして工夫をし、キャンプ場の宿泊者にもレストランの利用を促す。道の駅のイルミネーション、唄げんか大橋のライトアップ、キャンプ場の夜間受付なども行う。イルミネーションは、他が真似できない、壮大な規模の飾りつけを行い、夜の道の駅としてのインパクトを与える。

c 道の駅宇目と農産物直売所の一体的運営

道の駅うめは、レストラン部門と農産物販売部門とが別経営となっている。本来、地元の新鮮な野菜、果物や地元の農産物加工品を手に入れることができ、レストランでこれを味わうことができる、これが道の駅の魅力ではなからうか。

宮崎県や鹿児島県等の道の駅に寄ってみると、道の駅ごとに特色があり、それぞれが農家、漁業者と自治体、企業が協力、協働して、商品の受入れ、販売、加工品の開発まで行っている様子が見て取れる。そして、食堂部門ではバイキング

などで地元農産物をふんだんに使った料理が味わえるのである。

道の駅うめのように別経営では、連携を取ることも困難で道の駅の魅力を十分に発揮することはできないと考える。発足当時のいきさつはともかく、早急に経営統合を図り、道の駅かまえや道の駅やよいも含めた方向性を打ち出し、統合によるスケールメリットと合わせ、佐伯市全体の農林水産業の振興を見据えたものにする必要がある。唐揚げやソフトなどテイクアウト部門ではなく、基幹である農産物、レストラン部門の販売実績の向上がどうしても必要である。

d 朝市の開催

佐賀県唐津市の呼子のような朝市を目指し、佐伯市山間部で生産されたものを集めた朝市を行う。これは、地域の人と交流する場の創出でもある。

エ うめキャンプ村（道の駅宇目に隣接）

（ア） 景観の配慮

全体的に美化を強化する。コンクリートブロック、看板、木材、清掃用具などがあちこちに無造作に落ちている。また、ブルーシートで備品や木材を養生しているが、景観に配慮したものに差し替える。

（イ） 管理者の業務範囲

指定管理者にとって、施設への投資が自らの収益に直結しないため、植栽、照明などによる雰囲気づくりへの投資が慢性的に不足している。殺風景で、宿泊施設としての歓迎の体制が足りない。指定管理者の業務の範囲を明確にするとともに、佐伯市としてもキャンプ村の魅力づくりに取り組む。

（ウ） 民間資本の活用

国道沿い、道の駅宇目に隣接、唄げんか大橋があり、ユネスコエコパークの一等地として、適切な投資を行えば、まだまだ大きな可能性を感じるキャンプ村であり、宇目地域の将来を左右する一つの要素でもある。今後、民間投資を活用するためにも、投資が回収できる長期間での管理委託を行う。ただし、資本金や事業計画などの厳しい審査を条件とする。

（エ） ツリーハウスを作る

ツリーハウスは木の上に建てられた冒険感のある家。近年、キャンプ場に併設されることが増えてきている。自然を楽しむ導入として、木と一体となったツリーハウスをうめキャンプ村に建設する。

オ 木浦地区ふれあい施設（木浦名水館唄げんかの湯）

（ア） すみつけ祭りの疑似体験

地域の伝統行事を理解してもらうため、誰でも墨付け体験ができるように黒のスタンプ等を用意し、顔写真を撮れるコーナーを作る。

（イ） 茶摘み体験・炭づくり体験

木浦での宇目茶の茶摘み体験や炭づくり体験など、地域の営みに関わるアク

ティビティの窓口として、木浦名水館を活用する。

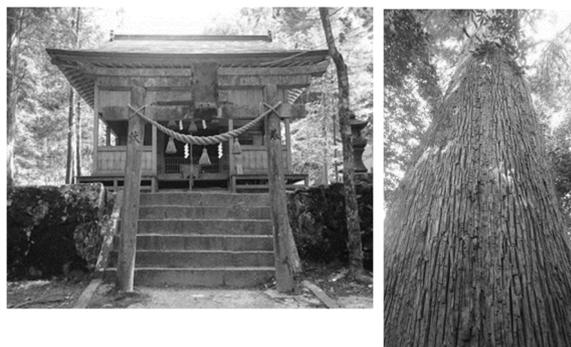
(ウ) 散策コースの紹介

山神社、蓮光寺をはじめ、昔の街並みと比較をしながら、地域の歴史が感じられる散歩マップを作成する。落水地区まで進むと、道路の中央に大きな御神木があり、木の根元にはお地蔵さまが置かれている。マップには独特な景観や、地域の古くからのいわれなどの紹介もあるとよい。

カ 鷹鳥屋神社周辺の自然林

(ア) 巨木の保全

山頂部一帯は県指定天然記念物の自然林で覆われており、貴重な巨木も残っている。これを保全し、後世に残していく。特に貴重な樹木には、「大分県指定特別保護樹木」の登録指定をする。



(佐伯市では、船頭町の旧住吉社の元御神木などがある。)

(イ) 鷹鳥屋山の遊歩道整備

鷹鳥屋山の山頂には「鷹が降りたとされる岩」がある。遊歩道の整備をし、安全の確保をする。

(ウ) 自然林への復元

山頂部付近に間伐のされていない放置された杉林の一帯がある。広葉樹の森にかえしていく。

キ 北川ダム

(ア) ダムカード

北川ダムは、佐伯市内では床木ダム、黒沢ダムと併せ、ダムカードがもらえるポイントである。市内3つのダムカード収集を目的に、他市・他県から周遊で訪れる方に対し、道の駅宇目では、ダムグッズの販売、ダムカレーの提供、ダム煎餅やクッキーなど、ダム関連商品の開発、PRをする。

(イ) 水上スポーツ

耶馬溪や長湯では、ウエイクボードや水上スキーが楽しめる場として、ダムが活用されている。北川ダム湖でも水上スポーツが楽しめ、また、ロケーションを生かした水上レストラン等の活用を図る。

(ウ) 放水見学

ダム湖百選の一つでもある北川ダムのほとりに道の駅宇目は位置する。放水の状況は、ホームページで確認ができ、北川ダムネットワークカメラの画像が2分毎に更新されている。道の駅宇目で「現在、放水中」などとお知らせをし、見学を促す。

ク 傾山

(ア) 登り口までの舗装

傾山の登り口までの舗装が十分でない。手つかずの場所は別として、既に人の手が入っている場所に関しては、自然環境・景観に配慮した上で、最低限の整備が必要である。これは夏木山についても同様である。

(イ) 地域還元

登山口に近い西山公民館の活用、また自動販売機、トイレの案内など、登山客が求めるニーズが、地区への収益となるような支援が必要である。

(2) 交通アクセスの向上

ア マップの作製

地図の作製は、「何を体験するために、何を楽しむために宇目地域に行くのか」、これを見える化していく最重要な作業であり、宇目地域外の第三者に意見を求める。地域の神社巡りや文化財巡りなど、訪問する目的に合わせた地図を作成する。

イ 公共交通機関の充実

宇目地域の公共交通機関は、JRでは、日豊本線の重岡駅、宗太郎駅の2駅、路線バスが大野交通による重岡駅と豊後大野市三重町とを結ぶ路線、その他は定時定路線及びデマンドによるコミュニティバスが走っている。これらは、住民の足としての路線であり、観光客の利用を想定したものではない。

本節3(4)イの企画ツアーの創設で提言したツアーの中から、重岡駅を起点としたツアー、コミュニティバスを利用するツアープランを提案する。



ウ 道路網の整備

(ア) メインストリートの設定と景観整備

ユネスコエコパークの取組を宇目だけのものではなく、佐伯市全体の取組とするため、中心市街地にある「佐伯駅」を起点に、「道の駅宇目」を終点とする道路をユネスコエコパークのメインストリートとし、通称「エコパークロード」などの名前を付ける。宇目地域への道案内の説明にも便利である。この通り沿いには、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのシンボルマークを利用した案内看板を一定の間隔で設置し、宇目地域への誘導を促す。また、不要な看板、景観を損なう看板の撤去、ガードレール・標識の支柱等の色彩の統一、沿道の植栽・花植え等を行う。

(イ) サイクリングコースの整備

弥生・本匠・宇目・直川と「ツール・ド・佐伯」コースに沿って、道路上にサイクリング専用レーンを整備する。また、所々に休憩所(トイレ、空気入れ、修

理工具、自動販売機)を設置する。田園風景が楽しめる、安心のサイクリングロードとして整備する。

7. 宣伝、広報活動の強化を図る。

日本のユネスコエコパーク登録の地は、9か所である。特に、世界遺産の「屋久島」、国立公園の「南アルプス」などと同列であることは、PRに最大限利用すべきである。

(1) インターネット、SNSを活用し、世界に発信

ユネスコエコパークにおける情報発信には、視野を世界に広げて取り組む必要がある。ホームページはもちろんのこと、3大SNSと呼ばれるフェイスブック、ツイッター、インスタグラムを使い、それぞれの特性を生かして発信する。理想は、来訪者による自発的な情報発信であり、フォロワーの多いSNS利用者が訪れたいくなる情報発信を心がける。

ア ホームページ

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのホームページは既にあるので、その充実を図る。また、傾山、夏木山の案内ホームページを作る。

県や市、観光協会など行政サイドの情報発信には限界がある。民間のSNS利用者の投稿をホームページにリンクさせ、常に新しい投稿にジャンプするようにする。たとえば、「#(ハッシュタグ) 藤河内溪谷」をホームページ上に設定しておく。

イ フェイスブック

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会ではフェイスブックを既に活用している。今後も、新規コンテンツを増やし、「いいね!」や「リーチ」を伸ばす工夫を。

アカウントは共有し、フェイスブックページを乱立させない。これは情報を得るときにあちこちのフェイスブックページをチェックする手間をかけさせないためである。各自治体がそれぞれアカウントを開設するのではなく、一つのフェイスブックページを運用する。日本語と外国語を併記する。

ウ ツイッター

文字数は日本語で140文字まで。キャラクター設定(性別・年齢・性格など)をし、まめにつぶやくことを心がける。外国語バージョンのアカウントを開設する。

質よりも量を重視し、インプレッション数を伸ばす工夫を。

エ インスタグラム

季節感や世界観などを持たせた画像を重視し、投稿の回数よりも、写真の質にこだわる。日本語と外国語を併記する。

(2) 既存マスコミを使った広報

ア テレビ・ラジオ、新聞・雑誌(ミニコミ誌含む)

イ パンフレット（既にある）及びマップ

（ア） 宇目地域のお食事処・お土産品店等のリスト、マップ。

（イ） 宇目地域のトイレマップ

観光地で最も困るのがトイレだと言われている。公共のトイレはもちろんだが、既存のパンフレットにトイレの場所（障がい者用、授乳室等）を明記する。

（ウ） 傾山・夏木山等の案内パンフレットの作成

登山の推奨時期（花、鳥などの見頃）、登山のコース紹介、危険箇所、難易度紹介（死亡事故の発生を踏まえて）、彦岳・元越山・尺間山など眺望の良い山を合わせて紹介する。

ウ 宗太郎駅の紹介

一日に上下5便しか止まらない宗太郎駅を「秘境の駅」としてマスコミに紹介してもらおう。

（3） テーマソングの作成

ユネスコエコパークを身近に感じてもらうために、テーマソングを作成する。歌詞には宇目地域の特徴を入れ、メロディーは「宇目の唄げんか」に近いものに仕上げる。詩や曲は公募する。完成後は、振付をして、祭等で踊って広める。

「♪♪♪ 宇目のエコパークはよ～
ソボ、カタムキ、オオクエ だあよ～
ユネスコパーク、みんな おいでよ
うめ一米もある 宇目へ あ～ よいよい」

（4） 地域の広報、宣伝活動

宇目地域の住民が身近に感じられ、興味を持つような広報、宣伝活動を行うことによって「地域が一つ」という意識の醸成につながる。

ア 公用車にラッピング

現在、市内のコミュニティバスはシールを貼っただけの状態で行っている。これらのコミュニティバスや公用車に、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのロゴ入りのラッピングを施す。

イ マスキングテープやラベルの作成

女性の間で流行しているラッピングやマスキングテープ、ラベル（シール）、セロテープなどに祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのロゴなどが入った商品を作成し、宇目地域内で活用を広める。また、レジ袋、商品の包装等あらゆる場面を利用してユネスコエコパークの広報に利用する。

ウ 花木景観による宣伝効果

宇目地域内の道路沿線に、地域の協力で花木を植えるなどして、景観の演出をする

ことで、宣伝効果につなげる。

エ 家庭でできる宣伝効果

ユネスコエコパークに関連する行事や記念日などに各家庭で「ユネスコエコパークのぼり旗」を設置し、また、イルミネーションで飾るなどして地域全体でできる宣伝を考える。

(5) 民間企業とのタイアップ

アウトドアメーカーをはじめ、旅行会社、広告代理店などに、傾山や夏木山の登山、観音滝トレッキング、神楽、郷土料理等を体験してもらい、その魅力を発信してもらう。さらに、映画会社等の撮影、広告ロケ地としての採用を狙っていく。

8. 地域コミュニティ対策

(1) 自治組織の再編

宇目地域は、江戸時代の竹田・岡藩から 1871 年（明治 4 年）7 月 14 日の廃藩置県により岡県（旧佐伯藩は佐伯県）となり、同年 11 月には県の統廃合により、大分県に統合されることになった。1872 年（明治 5 年）3 月に大分県郡単位に大区を置き、宇目地域は（当時宇目郷と呼ぶ）第 5 大区（大野郡）8・9 小区となった。この大区・小区制度の実施により、大区には区長または権区長、小区には、戸長、副戸長、保長が置かれることになった。この時、それまでの町村名から 8 小区、9 小区となり、8 小区には、重岡村市園村など 21 村が所属し、9 小区には、小野市村、田原村など 21 村が所属した。同年 9 月には、伍長（5 戸をもって伍とし、5 伍につき伍長を置いた）が置かれた。その後も制度の改編が続き、1874 年（明治 7 年）には、大分県の命令により、8 小区を重岡村、大平村、塩見園、河内の 4 村に、9 小区を小野市村、田原村、木浦内村、木浦鉦山、千束村の 5 村に分合した。その後の変遷により、終戦は重岡村と小野市村の 2 村で迎えている。

戦後になり、1882 年（明治 15 年）以来要望を続けてきた大野郡から南海部郡への編入希望がかない、1950 年（昭和 25 年）1 月 1 日に南海部郡に郡区の変更が行われた。さらに、1955 年（昭和 30 年）4 月 1 日重岡村と小野市村が合併し、宇目村が誕生した。役場の位置を巡り、両村議会が紛糾したことが町誌に書かれている。現在行政区としての、「区」は宇目地域の場合、米水津や上浦が大字単位の大村で置かれているのに対し、宇目地域では、明治初頭の村単位で置かれているため、小区が多く、人口の減少とともに 1 世帯のみの「区」があるなど、「自治」の観点からも問題であると考えられる。

ア 自治組織である「区」の再編

宇目地域のコミュニティの現状は、合併後、急激に少子高齢化・過疎化が進み人口減少に歯止めがかからない状況である。地域を支える人材が不足し、住民同士のつな

がりが希薄になりつつある。こうした厳しい状況を乗り越え、元気なまちをつくっていくためには、地域コミュニティを支える住民、行政等が力を合わせ、自発的に様々な地域課題に取り組んでいかなければならない。そこで、「区」の合併、再編を進め、地域の実情に合ったものにする。

イ 地区区長（自治委員）の活用

具体的な取組として、地域リーダー的な位置付けにある各地区区長との連携が不可欠である。各区長を通じて広く宇目地域の住民に、ユネスコエコパークに認定登録されたことや今後の取組などの普及啓発が必須である。今後、目的達成に向けての取組として、地区区長を次のような位置付けにする。

(ア) ユネスコエコパーク推進協議会委員への委嘱

ユネスコエコパークを推進するために、大字単位の区長会長(理事8人)を推進協議会のメンバーに委嘱し、宇目地域の住民に広く周知をしてもらう。

(イ) 先進地視察や各研修会への参加

広く住民にエコパーク推進室の業務内容や取組を知ってもらうために、まず大字単位の区長会長に先進地視察や各種研修会に参加してもらい、見聞を深めてもらう。

終章 おわりに

1. 提言書作成を振り返って

提言書のまとめに当たって、序章第1節を振り返ると、「宇目地域の自然・産業・文化及び人材等の利活用を図ることで、住民の所得向上につながる振興策を提言すること」が提言書の目的であるとしてきた。第1章では、宇目地域の分析、登録先進地の視察、文部科学省の研修などを行い、第2章では、全体的な提言、個別的な提言を行ってきた。この章では、宇目地域の将来像を描くことで提言書のまとめとしたい。

2. 宇目地域の将来人口

「地方消滅」このショッキングな言葉を用いて始まった安倍内閣による地方創生総合戦略が始まって2年が経過した。2017年（平成29年）には佐伯市版地方創生総合戦略が完成し、各種事業に取り組んでいる。その中では、佐伯市の人口の将来像が描かれているが、ここでは、宇目地域に絞って将来像を描きたい。

グラフ1、表1は国勢調査ごとの宇目地域の人口推移を示したものである。2015年（平成27年）現在2,665人という人口は、最も多かった時代の人口（1955年（昭和30年）9,898人）に比べ63.1パーセントの減少となっている。

グラフ1

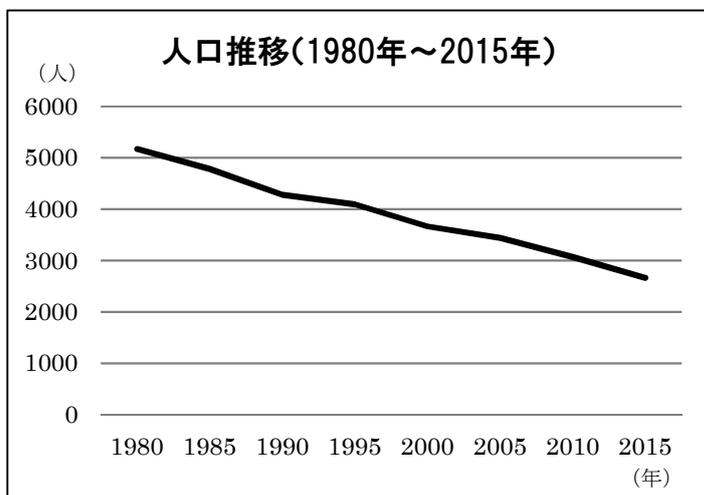


表1

西暦	人口(人)	減少率(パーセント)
1980	5,173	-
1985	4,785	5.2
1990	4,285	4.0
1995	4,098	10.7
2000	3,664	4.6
2005	3,444	9.1
2010	3,068	5.3
2015	2,665	5.0

今後どう推移していくのか。佐伯市には推計する統計がないとのことで、本研究会として、2015年時点の減少率5.0パーセントを2020年以降にも当てはめて人口推計を行い、推定人口を算出した。(表2の推定人口、グラフ2の実線)

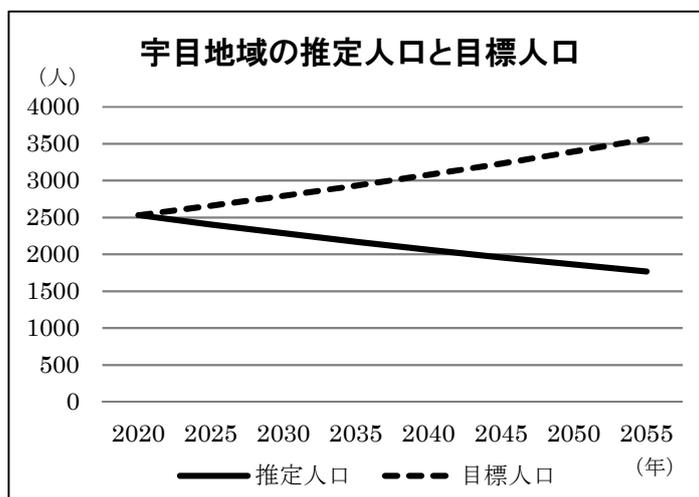
同時にユネスコエコパークの推進により、宇目地域の産業振興につながり、人口が増加に転じることを展望し、2020年度以降は、年当たりの人口増加率1.0パーセントとして目標人口を定めてみた。(表2の目標人口、グラフ2の点線)

これにより、2050年には、2000年代前半程度の人口に回復することになる。本市執行部はもちろん、宇目地域の住民の合意を得て、将来の人口推計、目標人口を持ちユネスコエコパークの推進事業に取り組んでもらいたい。

表 2

西暦	推定人口 (人)	目標人口 (人)
2020	2,532	2,532
2025	2,405	2,659
2030	2,285	2,792
2035	2,171	2,931
2040	2,062	3,078
2045	1,959	3,232
2050	1,861	3,393
2055	1,768	3,563

グラフ 2



3. おわりに

このエコパークの目指すものと宇目地域の将来像について、的を得た指摘が1991年(平成3年)発行の宇目町誌の「自然と環境」の編でなされている。少し長くなるが引用したい。

「宇目町の豊かな動物相はその質・その個体群形成の両面において、県下各地にも比類がない。住民が将来にわたって最も誇るべき自然資本であろう。従って今後の自然利用に当たっては、地球にやさしいという意味以上に、『郷土の自然にやさしい』利用が要求されるべきであろうと考える。宇目町域全体にわたって・何を保全するか・何処を保全するか・どのように保全するかについてのコンセンサスを、あらかじめ住民参加の形で予見的に方向付けする必要がある。こうして保全を方向づけたのちに、はじめて『利用』について、・どこを、どのように利用するか・利用の方策は、何が適しているか・利用の限界を何に求めるかに関する方向付けが望ましい。このような方向づけを行ったのちにはじめて企画・設計に取りかかる手法が、特に宇目町では望まれる利用手法である。(原文のまま)」と書かれている。正にこの指摘こそが、今回のエコパーク提言書の根底に流れるものであると言っても過言ではない。地元宇目地域の先達に学び、良き祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの提言となることを祈念してまとめとしたい。

- (a) 生物圏保存地域の保全目的、また、これらの目的を果たせる規模を保全するという目的に沿った形で、長期的な保護の対象となる核心地域が法的に形成されていること
 - (b) 緩衝地帯が明確化されており、核心地域を取り囲んだり隣接する形になっており、ここでは、保全目標と両立する活動のみ行うことができること
 - (c) それより外側に移行地域があり、そこでは持続可能な資源管理活動が促進・展開されていること
6. 公的機関、地域社会、私企業が生物圏保存地域の機能の企画立案や実行などについて、適切な範囲で関与、参加できるように組織的仕組みを設けること
7. さらに、下記の対策が講じられていること
- (a) 緩衝地帯における人間の使用・活動を管理する仕組み
 - (b) 生物圏保存地域としての管理方針・計画
 - (c) この方針・計画を実行するため指定を受けた当局・仕組み
 - (d) 研究、観測、教育、研修に関するプログラム

資料③ 国内の生物圏保存地域（BR）審査基準

（平成 30 年 7 月 12 日一部改正）

1. 生物圏保存地域目的

生物多様性の保全、経済と社会の発展及び学術的支援の3つの機能をもち、自然環境の保全と人間の営みが持続的に共存している地域を指定することにより、地域の取組と科学的な知見に基づく人間と自然との共生に関するモデルを提示する。

2. 審査基準

次の審査基準の全てを満たしていること

(1) 生物圏保存地域候補地の機能

次の3つの機能を持つこと。

- ① 人間の干渉を含む生物地理学的区域を代表する生態系を含み、生物多様性の保全上必要な地域であること
- ② 自然環境の保全と調和した持続可能な発展の国内外のモデルとなりうる取組が行われていること
- ③ 持続可能な発展のための調査や研究、教育・研修の場を提供していること

(2) ゴーニング

核心地域、緩衝地域及び移行地域の3地域にゾーニングされており、各地域が次の

要件を全て満たしていること。

① 核心地域

- ・法律やそれに基づく制度等によって、長期的な保護が担保されていること
- ・次のカテゴリーの1つ以上に合致していること
 - (ア) 生物地理学的区域を代表する生態系であること
 - (イ) 生物多様性の保全の観点から重要な地域であること
 - (ウ) 絶滅危惧種等希少な動植物が生息あるいは生育していること
- ・動植物相や植生等の調査の蓄積があり、公開に努めていること

② 緩衝地域

- ・核心地域の周囲又は隣接する地域であり、核心地域のバッファーとしての機能を果たしていること
- ・核心地域に悪影響を及ぼさない範囲で、持続可能な発展のための地域資源を活かした持続的な観光であるエコツーリズム等の利用がなされていること
- ・環境教育・環境学習を推進し、自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進、将来の担い手の育成を行っていること

③ 移行地域

- ・核心地域及び緩衝地域の周囲または隣接する地域であること
- ・緩衝地域を支援する機能を有すること
- ・自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組を推進していること

(3) 設定範囲

- ・生物圏保存地域(①核心地域、②緩衝地域、③移行地域)の設置目的を果たすために適度な広さであること
- ・相互の地域が干渉しないこと

(4) 計画

- ・生物圏保存地域全体の管理や運営に関する計画を有しており、次の計画を含んでいること
 - ・保全管理に関する計画
 - ・研究・モニタリング、教育、研修に関する計画
 - ・地域の振興や自然環境と調和した発展に関する計画
 - ・ユネスコ人間と生物圏計画に関する戦略・行動計画に即していること

(5) 組織体制

- ・生物圏保存地域の管理方針又は計画の作成及びその実行のための組織体制が整っ

ていること

- ・組織体制は、自治体等を中心とした構成とされており、土地の管理者や地域住民、農林漁業者、企業、学識経験者及び教育機関等、当該地域関わる幅広い主体が参画していること
- ・生物圏保存地域が有する価値を確実に保全管理していくための包括的な保全管理体制が整っていること
- ・国内外からの照会等に対応可能であること
- ・生物圏保存地域の保全管理や運営に対する財政的な裏付けがあること

(6) ユネスコBR世界ネットワーク等への参画

- ・BR申請時や定期報告の際などに行われるユネスコによる審査に対応可能であること
- ・BRの設定が認められた場合に、世界ネットワーク等への参加及び同ネットワークを通じた国際協力に必要な人的・財政的な裏付けがあること
- ・ユネスコBR世界ネットワークによる取組に協力が可能であること

資料④ ユネスコ生物圏保存地域の定期的検討について

(生物圏保存地域世界ネットワーク定款(1995)より)

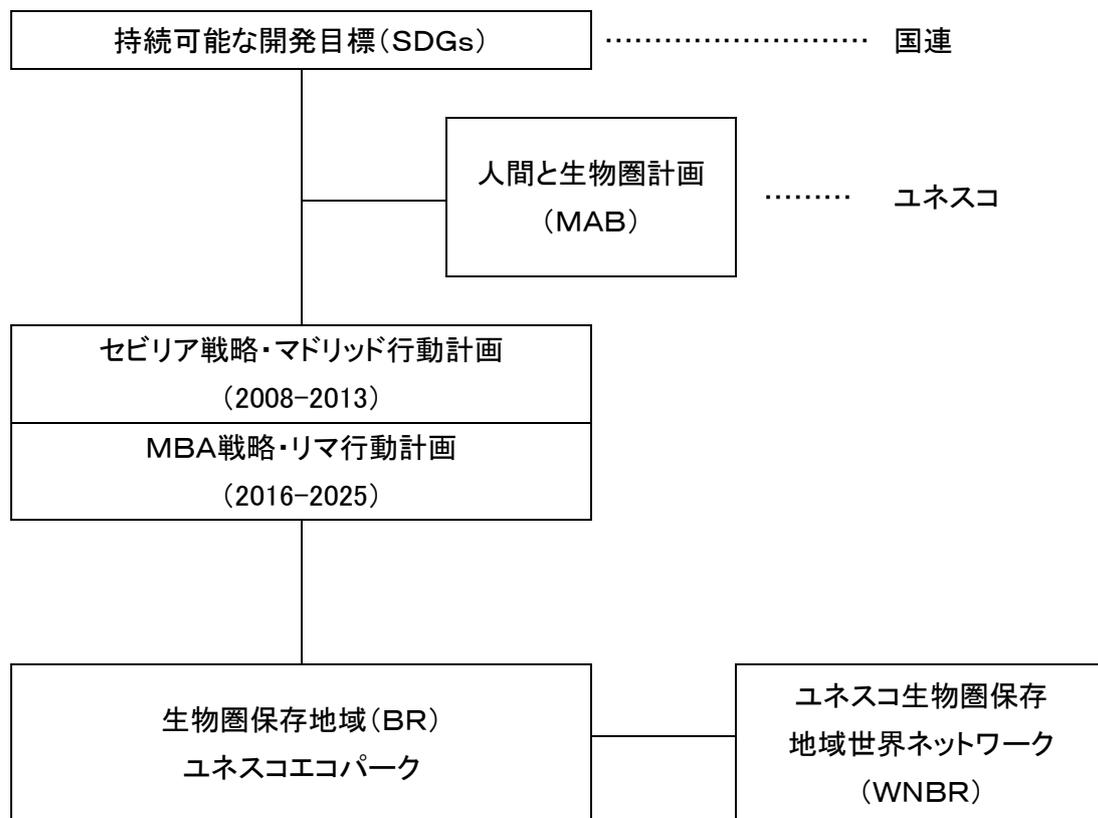
第9条(定期的検討)

1. 各生物圏保存地域の地位については、第4条の基準を踏まえて関係当局が作成し当該加盟国から事務局に対して提出される報告書に基づいて、10年ごとに定期的検討を行う。
2. この報告書については、生物圏保存地域諮問委員会が検討を行い、国際調整理事会に勧告を行うものとする。
3. 国際調整理事会は、関係加盟国から提出された定例報告書を検討する。
4. 指定以降または前回検討以降において生物圏保存地域の地位または運営が条件を満たすものとされ、又は改善されていると国際調整理事会が判断した場合、国際調整理事会は正式にその旨を認定する。
5. 生物圏保存地域が第4条にいう基準をもはや満たしていないと国際調整理事会が判断した場合、同理事会は、関係国が自国の文化事情・社会経済事情を勘案して第4条の規定の履行確保策を講じるべきである旨の提言を行うことができる。国際調整理事会から事務局に対して、この種の措置の実行に際して当該国への支援でどのような措置を執るべきなのか明らかにする。
6. 合理的期間において、生物圏保存地域が第4条にいう基準を満たしていないと国際調整理事会が判断した場合、その地区は、本ネットワークに属する生物圏保存地域とは言え

ないものとする。

7. 国際調整理事会の決定については、UNESCO事務局長から関係加盟国に通知する。
8. 自国管轄下の生物圏保存地域の本ネットワークからの脱退を加盟国が希望する場合、その旨を事務局に通知する。この通知は、国際調整理事会に参考情報として伝達される。当該地区は、本ネットワークに属する生物圏保存地域とは言えないものとする。

資料⑤ ユネスコエコパークの全体像



参考文献及び資料

本提言書を作成するに当たっては、主に次の文献等を参考にさせていただきました。ここに掲記し、お礼申し上げます。

- ・ 宇目町誌（平成 3 年 11 月 20 日 旧宇目町発行）
- ・ フリーペーパー宇目おこし（宇目振興局地域振興課発行）
- ・ 傾山の自然（平成 29 年 3 月 佐伯市地域振興課発行）

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進提言書

2019年（平成31年）2月 作成

作 成	佐伯市議会	政策研究会
構成員	会 長	高 司 政 文
	副 会 長	浅 利 美知子
	会 員	矢 野 幸 正
		西 條 隆 洋
		大 野 達 也
		本 田 房 代
		森 三 千 年
		飛 高 彌 一 郎
		福 嶋 勝 彦
